

第六回 貴族院議事速記録第十二號

明治二十七年五月二十九日(火曜日)

午前十時四十分開議

議事日程 第十二號 明治二十七年五月二十九日

午前十時開議

- 第一 (乙)鐵道比較線路決定ニ關スル法律案(政府提出) 院送付緊 第一讀會ノ續(特別委員報告)
- 第二 (甲)豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案(政府提出) 院送付緊 第一讀會ノ續(特別委員報告)
- 第三 (乙)豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案(政府提出) 院送付緊 第一讀會ノ續(特別委員報告)
- 第四 (丙)豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案(政府提出) 院送付緊 第一讀會ノ續(特別委員報告)
- 第五 明治二十五年豫備金支出ノ件(政府提出) 會 議
- 第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉(政府提出) 會 議
- 第七 明治二十五年各特別會計豫算外支出ノ件(政府提出) 會 議
- 第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉(衆議院提出) 第一讀會
- 第九 市制中東京市京都市大阪市ニ設ケタル特例廢止法律案(衆議院提出) 第一讀會
- 第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉(衆議院提出) 第一讀會
- 第十一 市制中追加法律案(衆議院提出) 第一讀會
- 第十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉(公府近衛篤) 會 議
- 第十三 決算議定細則ヲ設ケルノ動議(鷹君提出) 會 議

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 昨二十八日日本院ニ於テ可決ニナリマシタル政府提出甲丙丁鐵道比較線路決定ニ關スル法律案三件、鐵道敷設法中改正法律案、已鐵道比較線路決定ニ關スル法律案、國事ニ關スル犯罪ノ爲メ諸祿ヲ沒收セラレタル者ニ關スル法律案、是レ丈ケノ案ヲ即日内閣總理大臣ヲ經由致シマシテ裁可ヲ奏請シ及可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知致シマシテゴザイマス、昨日本院ニ於テ修正議決ニナリマシタル紙幣製造取締法案ハ即日衆議院ニ送付致シマシタ、昨日本院ニ於テ可決シマシタル沖繩縣八重山島風土病驅除ニ關

スル建議案ハ即日政府ニ提出致シマシテゴザイマス、昨日衆議院ヨリ政府提出、營業滿期國立銀行處分法案、國立銀行紙幣ノ通用及引換期限ニ關スル法律案、明治二十三年法律第二十五號中追加法律案、陸軍召集旅費支出ニ關スル法律案、衆議院提出、銀行條例改正法律案、是レ丈ケヲ受領致シマシテゴザイマス、昨二十八日子爵曾我祐準君ヨリ沖繩縣下宮古島人民ニ關スル質問書ヲ提出セラレマシタニ依ッテ即日政府ニ轉送致シマシテゴザイマス、昨日衆議院ヨリ通牒ヲ受領致シマシタニ依ッテ書記官長ヲシテ朗讀致サセマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 唯今朗讀致サセマスカラ……

新聞紙條例中改正法律案
右案ニ付キ本院ハ貴院ノ修正ニ對シ未タ同意ヲ表スルヲ得サルヲ以テ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシト議決セリ仍テ議院法第五十四條ニ依リ及請

求候也
明治二十七年五月二十八日
衆議院議長 楠 本 正 隆

貴族院議長侯爵蜂須賀茂詔殿
本院協議委員ノ數八十名トナスニ決セリ依テ此段及通知候也
明治二十七年五月二十八日
衆議院議長 楠 本 正 隆

貴族院議長侯爵蜂須賀茂詔殿
〔小原重哉君、子爵曾我祐準君發言ノ許可ヲ求ム〕
○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 未ダ御報告ノ件ガゴザイマス、實業教育費國庫補助法案特別委員會ニ於キマシテ委員長ニ子爵谷干城君、副委員長ニ伯爵大原重朝君當選ニナリマシテゴザイマス、國稅徵收法中改正法律案特別委員會ニ於キマシテ委員長ニ箕作麟詳君、副委員長ニ男爵青山貞君當選ニナリマシテゴザイマス、軍用電信條例法律案特別委員會ニ於キマシテ委員長ニ公爵徳川家達君、副委員長ニ子爵曾我祐準君當選ニナリマシテゴザイマス、

○子爵曾我祐準君 唯今御報告ニナリマシタル所ノ沖繩縣宮古島人民ニ關スル質問書ヲ提出致シマシタガ其理由ヲ聊カ述ベタウゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 夫レハサウ云フ手續ハ是レマデ出來マセヌノデアリマス、

○子爵曾我祐準君 是レマデハ提出者ガ其必要ヲ感シマセヌノデアリマ

ス、本員ハ之ヲ此議場デ申スコトガ甚ダ必要ナルコトヲ感シマシタ、
 ○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 質問ト云フハ此議場ニ於テ大臣或ハ政府委員ニ對シテ御質問ニナルノナレバ夫レハ別段ノコトデゴザイマス、併ナガラ質問書ヲ御提出ニナツタ其理由ヲ御述ベニナルコトハ是レマデサウ云フ慣例ハナイノデゴザイマス、

○子爵曾我祐準君 慣例ヲ開キタウゴザイマス、
 ○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 慣例ヲ御開キニナルコトナレバ是レハ衆議ニ諮ハナケレバ開クコトハ出來マセヌ、

○子爵曾我祐準君 何ゾ是レハナラヌト制定サレタモノガゴザイマスカ、議院法ヤ何カニ規定ガゴザイマスカ、
 ○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レガアル位ナレバ無論初カラ御止メ申シマス、併ナガラ夫レガナイカラサウ云フコトハ慣例ガナイト云フコトヲ申スノデ……

○子爵曾我祐準君 今ノ所謂慣例ナルモノハ提出者ガ夫レヲ要求シマシタコトガアツテ議院ノ決議ヲ以テ夫レヲ御止メニナリマシタコトガアリマスカ、
 ○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) アルカト云フ御尋子デスカ、
 ○子爵曾我祐準君 左様デス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ未ダ是レマデ無イト覺エテ居リマス、
 ○子爵曾我祐準君 然ラバ慣例ノアリヤウハナイト思ヒマス、始メテ本員ガ要求スルノデアリマス、是レカラ慣例ヲ作ルノデアリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 容易ニ慣例ヲ作ルコトハ出來マセヌ、
 ○子爵曾我祐準君 以前ノハ提出者自ラ要求ノ必要ヲ感ジナカッタノデアリマス、本員ガ始メテ必要ヲ感ジタノデアリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ慣例ヲ作ルノデゴザイマスカラ容易ニサウ云フ慣例ヲ起スコトハ本席ニ於テ出來マセヌ、ト云フモノハ一體質問ト云フモノハ即チ議院法ノ規定スル所デ、文書ヲ以テ質問書ヲ政府ニ送ルト云フコトニナツテ居リマス、即チ本席ニ御差出シニナツテ夫レヲ轉送致スト云フ、斯ウ云フ手續ニ定ッテ居ル以上ハ其理由ヲ此議場デ御述ベニナル必要ガナイ、

○子爵曾我祐準君 コチラニハ必要ガゴザイマス、本員ハ其必要ヲ感ジマス、現ニ衆議院デハ其例ヲヤツテ居リマス、勿論貴族院ト衆議院トハ異ナツテ居リマスカラ必シモ衆議院ノ慣例ヲ行ハナケレバナラヌト云フ譯デハアリマセヌガ、併シ議員トシテハドチラモ同ジコトデアリマスカラ本院ニ於テモ之ヲ御許シニナツテ然ルベキコトト考ヘマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ滿場ニ諮フコトニ致シマス、
 ○子爵谷干城君 私ハ夫レハ至極宜カラウト思フ、曾我君ニ贊成致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 併シ此事ハ尙ホ滿場ニ諮ヒマス前ニ今一應念ノタメニ申シテ置カヌナラヌコトハ此曾我子爵ノ質問ニ對シテ此度ノ所ハ其理由ヲ此議場ニ於テ述ベテモ宜シイ、述ベキモノト可決ニナリマスレバ夫レハ御述ベニナツテ宜シウゴザイマスガ、併ナガラ質問ノアル度毎ニ必ズ皆其理由ヲ議場デ演說スルト云フ慣例ヲ開クト云フコトハ如何デアラウト私ハ思ヒマス、夫レデ此事ニ限ッテ質問ノ理由ヲ曾我子爵ガ御述ベニナツテ宜シイト滿場諸君ガ御認メニナレバ御述ベニナツテ宜シイ、併シ夫レハ以後ノ例ニナルノデハナイト云フコトヲ先キニ諸君ニ申シテ置キマス、

○子爵谷干城君 チヨット伺ヒマスガ、ソナラバ必要ヲ感ジタナラバ向後演說ヲシテ宜シイト云フ決ヲ御採リニナルノデハナイノデスカ、
 ○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ滿場ニ諮ハナケレバナリマセヌ、滿場ノ議員ガ述ベロト申セバ述ベサセルト云フコトニ致サウト思ヒマス、即チ此理由ヲ述ベタイト云フ發議者ガアツタ、キニ其度毎ニ決議ニ付スレバ宜イト思ヒマス、

○子爵谷干城君 夫レニハ及ブタイト思フ、必要ガアツタラ演說シテモ宜イト云フ手都合ニ極メテ置ケバ其方ガ簡便法デ宜カラウト思ヒマス、
 ○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) サウシマスト質問者ノアル度毎ニ質問チスル理由ヲ必ズ述ベロト云フコトニナル、サウ云フ慣例ハ開キタクナイト考ヘマス、

○子爵谷干城君 夫レハアナタノ御考ヘデアリマス、滿場ニ御諮ヒニナツテ御決シニナツタラ宜カラウト思ヒマス、
 ○渡正元君 政府ニ對シ質問書ヲ提出スルニ當リ其旨趣ヲ議場ニ於テ陳述シタイト云フコトハ未ダ慣例ノナイコトデアアルニ依ッテ今日ヨリ慣例ヲ開キタイト云フ曾我君ノ發言デアリマスガ、一體質問ヲ政府ニ對シテ提出スルト云フコトハ此議院法ノ四十八條ノ明文ニ依ッテ見マスルト政府ニ對シテ質問チ爲サントスルトキハ簡明ナル理由書ヲ提出シテ云々トアリマス、簡明ナル理由書ヲ提出シテ云々ト云ヘバ質問書ハ極メテ簡單ナルコトニシナケレバナラヌガ議院法ノ正則デアアル而シテ其質問スル事柄ニハ隨分重大ナ關係ノアル事モアリマシテ、唯質問書一通ノミデハ意ヲ盡サヌコトガ往々アルノデゴザイマス、併シ是レマデ慣例ガ無イニ依ッテ其旨趣ヲ述ベタ者モナイ、請求シタ者モ無イ、今日ヨリ其慣例ヲ開クト云フコトノ發議ガアツタ以上ハ是レハ本院ノ思想ヲ定メニヤーナラヌ時デアラウト考ヘマス、而シテ此質問書ニ附

イテ旨趣ヲ述ベルト云フコトハ衆議院ニ於テハ慣例トナツテ質問ノ出ル度毎ニ其旨趣ヲ陳述致スコトニナツテ居ル、而シテ貴族院ハ未ダ其慣例ナシトシテ是レマデ書面ヲ差出シタノミデ其旨趣ヲ陳述シタコトハナイ、貴族院衆議院等シク議院法ノ範圍内ニ於テ言論運動スル性質ノモノデアツテ、甲乙ノ間ニ於テ輕重ノナイ性質ノモノデアツテ見レバ、衆議院ニ於テ質問書ニ附イテ議場ニ於テ其旨趣ヲ辯明スルト云フコトガ是ナラバ貴族院ニ於テ質問書ニ附イテ意見ヲ述ベルコトガ出來ナイト云フハ非ナリト言ハザルヲ得ナイ、若シ貴族院デ政府ニ對スル質問書ハ其理由ヲ述ベル必要ガナイト決メタノガ是ナラバ衆議院ニ於テ其旨趣ヲ述ベルト云フコトハ非ナリト言ハナケレバナラヌ、是レ等ノコトハ憲法ノ範圍内、議院法ノ範圍内ニ於テ宜シク確定スベキコトデアアルニ依ツテ、兩院ノ間ニ於テ甲乙輕重ノナイ様ニ等シク其關係ヲ定メナケレバナラヌト本員ハ確信致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ渡君御一人ノ御説デアリマス、

○渡正元君 曾我君ノ發議ニ附イテ本員ハ贊成致スコトデアリマスカラ何卒議場ニ諮ウテ將來ノ方針ヲ確定セラ、コトヲ希望シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 貴族院規則衆議院規則ト申シテモ異ツテ居ルコトガ幾ラモゴザイマス、其他慣例ニ於テモ異ツテ居ルコトモ幾ラモゴザイマス、必シモ一定ニシナケレバナラヌト云フコトハアリマセヌ、夫レハ唯渡君ノ御説トシテ承ル丈ケノコトデス、

○渡正元君 唯今ノ議長ノ御發言ハ本員承諾致シマシタ、然レドモ規則ハ甲乙二院ノ間ニ於テ同ジニナツテ居ルト云フコトハ本員ハ申シマセヌ、併ナガラ此質問提出者ガ議場ニ於テ質問ノ旨趣ヲ述ベルト云フコトハ議員ノ權利トシテ當ニ爲スベキコトデアラウト存ジマスカラ、是レ等ハ兩院議員ノ間ニ於テ甲乙ノナイコトガ至當ト考ヘマスニ依ツテ贊成致シマス、

○子爵谷干城君 夫レハドウモ此事ハ必要ナコトト思フ、ト云フモノハ唯報告ガアツテ單ニ某ガ質問書ヲ出シタト云フ報告ガアリマスケレドモ、夫レニ關係セヌモノハドウ云フ質問書ガ出タヤラドウ云フコトヤラ分ラヌ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 印刷シテ配付致シテアリマス、

○子爵谷干城君 仔細ノコトガ分リマセヌ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 仔細ノコトハ書イテアリマス、

○子爵谷干城君 書イタモノ丈ケデ分ルトナラバ何モ議會ト云フモノハ要リマセヌ、畢竟意ガ盡キマセヌカラ議論ナスルノデアリマス、其書イタモノデ盡キヌ所ヲ説明ナスルハ當然ノコトデアリマス、八重山ノ方ニ附イテドウ云フ必要ガアツテ御差出シニナツタカソコヲノ所ヲ提出者ヨリ明辯セラル、ト云フコトハ私ハ誠ニ結構ナコトト思ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 宜シウゴザイマス、夫レハ谷君ノ御説デゴザイマス、滿場ノ決ヲ採リマス、

○村上桂策君 私ハ是レハ決ヲ採ルノ必要ハナイト思フ、何トナレバ曾我君ノ説ニ對シテ反對者ガアルナラバ決ヲ採ルテ宜シイ、曾我君ノ説ニハ皆贊成ノミデ反對者ガナイ以上ハ滿場ガ承諾致シテ居ルト云フコトハ分ツテ居ル、且又議長トシテアレハ斯ウ思フ、アー思フト云フコトハ議長ハ意見ヲ言フベカラザルモノデアラウト私ハ思ヒマス、是レハ決シテ決ヲ採ルベカラザルモノト思ヒマス、又反對者ガアルナラバ曾我君ノ説ハ夫レハ宜シクナイト云フ者ガアレバ夫レハ格別ノコトデアアル、茲ニ於テ孰ガ宜イ孰ガ惡シイト云フコトノ即チ決議ヲ要スルノデアアル、曾我君ノ説ニ反對者ノナイ以上ハ滿場承諾シタモノト思ヒマスカラ敢テ決ヲ採ルノ必要ハナイト思フ、又議長ノ御意見ハ議場ニハ述べカザラザルモノト私ハ斷言致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本日ニ限リテ此曾我子爵ノ質問書ノ説明ヲ曾我子爵ガ此演壇ニ於テ演説スルト云フコトナ……

○子爵曾我祐準君 本員ハ左様ヲ請求ハ致シマセヌ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 御請求ハサウデナイ、演説ヲ述ベタイト云フコトデスケレドモ兎モ角モ今日此事ニ限ツテ理由ヲ述ブルコトヲ許スヤ否ヤト云フコトヲ決ヲ採ル積リデゴザイマス、

○男爵小澤武雄君 今日ニ限ツテ丈ケ許スト云フコトヲ御附加ヘニナル、何ニ依ツテ議長ハ恣ニ御附加ヘニナルノデスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ一體本席ノ考ヘマスル所ハ此質問ト云フモノハ滿場ノ決議ヲ以テ質問スルト云フモノデナイ、三十人ナリ何人ナリノ議員ガ質問致スノデアリマス、夫レ故ニ議場ニ於テ是レハ別段説明スルノ必要ハナイト思フノデアリマス、併ナガラ強テ御請求ニナル以上ハ滿場ニ諮ウテ説明シタイト云フ人ニ説明ヲ許スヤ否ヤノ決ヲ採リマス、

○男爵小澤武雄君 滿場ノ決ヲ採ルコトニ附イテ異存ハナイノデス、無イガ曾我君ノ請求ハ此事ニ限ツテノ請求デアリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 曾我君ノハ此事ニ限ツテノ請求デアリマス、

○子爵曾我祐準君 例ヲ開クト申シタコトヲ御念レニナリマシタカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 例ヲ開クト云フ曾我子爵ノ御動議ハ承知シテ居リマスガ、併ナガラ其例ト云フモノチ一旦開キマスト此後述ベタイト云フ者ガアレバ其度毎ニ決議ニ依ツテ理由ヲ述ベサスト云フ例ヲ開クト云フサウ云フ積リデゴザイマス、必ズ質問ノアル度毎ニ説明ヲサセルト云フ……

○子爵曾我祐準君 説明ノ請求ノナイ者ニ無理ニ説明シロト云フ例ヲ開クト云フソノ馬鹿ナコトハナイ、説明ヲ好マヌ者ニ夫レデモ規則ダカラ無理

ヤリニ説明サセルト云フソナ馬鹿ナ例ヲ開カウトハ申シマセヌ、本員ノ如キ説明ヲ要スルト感シタ人ニハイツデモ説明ヲサセル様ニ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 併ナガラ請求ノアル度毎ニ議決ヲシテ……

○子爵曾我準祐君 御待チ下サイ、今本員ガ發言ノ權ヲ持ッテ居リマス、本員ハドコマデモ質問ノ説明ヲスル必要ヲ感シタ人ニハ説明ヲサセルト斯ウ云フ例ヲ開キタイ、斯様ヲ發議デゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 決ヲ採リマス、

○男爵伊達宗敦君 何ノ決ヲ採リマスカ、

○子爵谷干城君 夫レデ決ヲ採ッテハ一向分リマセヌ、

○男爵伊達宗敦君 夫レハ缺席シテ居ッテ途中カラ出マシタカラ分リマセヌガ、曾我君ガ沖繩縣下宮古島ノ人民ニ關スル質問書ヲ政府ニ提出サレタノデアリマス、其質問ノ細密ナルコトヲ滿場ノ諸君ニ向ッテ述ベヤウト云フ請求デアラウト私ハ考ヘル、然ルニ議長ハ議院ノ中ノ少數ノ人ガ出シタノデアアルカラ滿場ノ人ニ向ッテ其理由ヲ述ベル必要ハナイノデアアルト云ハレマスケレドモ、夫レナラバ何デ此質問書ヲ各議員ニ配布ニナッタノデアリマスカ、之ヲ配布ニナルト云フモノハ即チ總議員ニ知ラシメムタメデアリマセウ、然ラバ演壇ニ於テ其理由ヲ述ベル例ヲ開クト云フコトハ最モ然ルベキコトデアラウ、然ルニ其理由ヲ述ベルト云フコトハ出來ヌト云フコトハドコニモ定メテナイノデアアル以上ハ今村上君ノ言ハレル通り別ニ決ヲ採ル必要ハナイ、曾我君ノ言ハレル通り説明ヲ許サル、ガ當然デアラウト本員ハ考ヘル、

○子爵堀田正養君 唯今此質問書ニ附イテ趣意ヲ述ベル述ベヌニ附イテ大層諸君ノ御議論ガアル様デアリマスガ、今マデ本院デハ質問ノ趣意ヲ述ベタト云フコトハナイカラ是レカラ其例ヲ開キタイト云フ曾我子爵ノ請求デアリマスガ、此質問書ハ議長ノ指示サレタル通り三十人以上ノ同意ガアレバ出サレルノデアリマスカラ、隨分此事ニ附イテ……將來此質問書ニ付テ色々ノ理由ヲ述ベ其理由ニ附イテノ質問ヲ起スト云フ様ニナッテハ將來議事ノ進行上ニ附イテハ随分時間ヲ費スコトデアラウト思ヒマスカラ、其度毎ニ決議ヲ御採リニナッテ多數デアッタナラバ許スト云フコトニ致サレタイト思ヒマス、

○渡正元君 此問題ハ無論議場ノ表決ニ付セラレニヤナラヌコトト思ヒマス、先刻曾我君ハ將來質問書ヲ提出スルニ附イテハ度毎ニ其旨趣ヲ述ベ得ルコトノ例ヲ開キタイト言ハレ、議長ハ其質問書ニ附イテ切ニ辯明ヲ欲スル者ハ辯明サセル、欲セザル者ハ無論辯明シナイデ宜イ、必ズ質問書提出ノ度毎ニ説明ヲシナケレバナラヌト云フコトハ極メタクナイト云フ議長ノ御説デアリマシタガ、是レハ如何ニモ左様ニナケレバナラヌ、此慣例ヲ開イタカラト云ウテ必ズ其旨趣ヲ述ベナケレバナラヌト云フ義務ハ負ハナイデ宜イモノデ

アル、夫レデ本員ハ將來ノタメニ一ツノ文字ヲ此事ニ附イテ極メテ置キタイト思ヒマス、夫レハ貴族院規則中ニ追加デモシタイト云フ考ヘデアリマスガ、差當リ今日此議場ニ於テ取極メル問題ニナリタイト云フ希望ノタメニ政府ニ對シ質問書ヲ提出スル者ハ議場ニ於テ其趣旨ヲ辯明スルコトヲ得ルト云フコトヲ極メタイ、政府ニ對シテ質問書ヲ提出スル者ハ議場ニ於テ其趣旨ヲ辯明スルコトヲ得ルト致シタイ、左スレバ今日曾我君ノ如ク此提出ノ質問ニ附イテハ是非旨趣ヲ述ベタイト熱心希望セラル、人ハ述ベルコトヲ得ル、又政府ニ對シテ質問書ハ提出スルケレドモ其旨趣ヲ殊更ニ議場ニ於テ陳述スルノ必要ハナイト思フ提出者ハ無論陳述センデ宜シイ、夫レデ「得ル」ト云フコトニ致シタイ、夫レデ若モ同感ノ贊成者ガアッテ問題トナレバ仕合デアリマス、

○藤村紫朗君 贊成、

○子爵平松時厚君 本員ハ唯今ノ曾我子爵ノ質問ノ演説ノ様ナコトハ一向必要ハナイト思ヒマス、如何トナレバ質問ハ唯三十名ノ贊成ヲ以テ政府ニ出ス丈ケデアアル、誰レカ他ノ議員ガアノ質問ニ附イテ其旨趣ヲ聽キタイト云フ者ガアッタナラバ言ハセテモ宜シイト思フ、絶對ノ反對デアアリマセヌケレドモ既ニ其理由書ハ配布シテアル、然ルニ其上チモウ一應言ウテ何カ決議デモ採ルナラバ格別……

〔子爵曾我準祐君「本員ハサウハ請求致シマセヌ」ト述ベ〕

其趣意ハ或ハ聽キタイト云フ人ガアレバ夫レハ説明モシナケレバナリマスマ、強テ此議場ニ於テ言ハナケレバナラヌト云フ必要ハナイ、故ニ村上桂策君ノ動議ニ贊成致シマス、

○三浦安君 是レハ唯今始メテノコトト云フト大層ニゴザリマスケレドモ、議員ヨリ請求ガナカッタ故ニ今日マデ陳述セズニ居リマスルガ、今日曾我子爵ヨリ請求ノアッタ以上ハ之ヲ拒ムト云フ理由ハ一ツモナイ、更ニ差支ノナイコトデ、渡君ガ衆議院ノコトヲ引用致サレマシタガ、夫レハ強テ衆議院ニ頓著スルニハ及ビマセヌガ、衆議院デハ初ヨリ陳述ヲ請求スル人ガアッテシヨル、貴族院ハ是レマデナカッタガ今日アッテ見レバ當然許スベキハ當リ前ノコトデ、併ナガラ一二ノ反對ガアリマシタ以上ハ已ムテ得ズ議場ノ決ヲ採ラレマセウガ、是レハ無論反對ハナカラウト思ヒマス、是レハ當然許スベキモノデアアルト云フコトヲ述ベテ置キマス、

○男爵小澤武雄君 唯今平松子爵ヨリ若シ議院ノ中ニ其説明ヲ聽キタイト云フ者ガアルナラバト云フコトデゴザイマシタガ本員杯ハ無論ニ其説明ヲ承リタイト考ヘテ居ル、先キカラ此曾我子爵ノ請求ノ成立ツコトヲ求メラレル人ハ盡ク同感デアラウト考ヘテ居ルノデス、ノミナラズ此質問書ハ先刻渡君

カラ述ベテラ通リ簡明ニ書イテアルノデアアルカラ決シテ其理由ハ盡シテ居
ラナイ、夫レテ此議場ニ於テ述ベル様ニナッタナラバ政府ニ於テモ大ニ利益デ
アラウト考ヘル、再度ノ質問ヲ要セヌ様ニ早ク運ブデアラウ、此説明ヲ必要
トスル場合ニ於テハ之ヲスルノハ政府ナリ議場ナリ雙方ノ利益デアラウト思
フノデ、序ニ申シテ置キマスルガ議長ハ曾我子爵ノ請求ノ外ニ此度ニ限ッテ
ト云フコトヲ加ヘテ決ヲ探ルト云フコトヲ先刻言ハレマシタガ、是レハ無法
ナル御宣告ト考ヘル、若シサウ云フ御考ヘデアアルナラバ先ツ之ヲ先決問題ト
シテ議長ガ請求ノ外ニサウ云フコトヲ加ヘ得ルヤ否ヤト云フコトヲ先決問題
トシテ御定メニナラナケレバナラヌト思ヒマス、

○田中芳男君 本員ハ曾我子爵ノ請求ハ至極御尤ト考ヘマスカラ今後ハ斯
ウナリタイト考ヘマス、併ナガラ既ニ政府ヘ出シテ仕舞ッタ後トノ説明デア
ルカラ少シ遺憾ニ思ヒマス、願ハクハ本員ノ考ヘマスル所デハ質問書ヲ出シ
テ未ダ政府ヘ出シマセヌ先キニ此議場デ御説明ガアレバ其議場デ他ノ議員モ
其説明ニ向ッテ質問スルコトモアラウ、又御忠告スルコトモアリマセウ、
然ル時ハ其質問書ハ完全無缺ノモノニナッテ出マスカラ説明ノ效ガアリマセ
ウガ、既ニ政府ヘ出シマシタ後、所謂十日ノ菊デ出マシタナラバ誠ニ遺憾ナ
コトガ多カラウト思ヒマスカラ、是レガ慣例ニナリマスルナラバ渡君ノ御説
ニ「豫」ト云フ一字ヲ添ヘテ豫メ説明スルコトヲ得ルト云フ様ナコトニ致シタ
ナラバ尙更宜カラウト思ヒマスカラ其邊ヲ曾我君ニ望ミマス、

○子爵曾我祐準君 田中サンニ申上ゲマスガ、サウ云フ法ガ出來レバ誠ニ
結構トハ思ヒマスガ議題ニナラヌ様ナ譯デハ困リマスカラ先ツ今日ノ所ハ本
員ノ議ニ御賛成下スッテ他日又御ユックリ御相談ヲ致シマセウ、御趣意ハ甚
ダ賛成デゴザイマスカラ何ゾ議院規則ニ於テサウ云フコトノ成立ツコトヲ御
協議ヲ致シタク思ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 先刻ヨリ段々御議論ガアリマスガ、併シ要ス
ルニ曾我子爵ノ御請求モ渡君ノ提出セラレタル動議モ別ニ賛成ト云フテハゴ
ザイマセヌガ其御趣意ハ同様デアアル、政府ニ對シテ質問書ヲ提出スル者ハ議
場ニ於テ其趣旨ヲ辯明スルコトヲ得ルト斯ウ云フデアリマス、夫レデ御意
思ハ能ク分ッテ居ル、夫レニハ反對ノ御説モ出テ居ッタ様デゴザイマスカラ
兎ニ角ニ決ヲ採リマス、

○公爵近衛篤磨君 ちヨット念ノタノニ伺ッテ置キマスルガドウ云フ採決
デゴザイマスガ、今日ノ曾我君ノ請求ヲ容レルヤ否ヤト云フコトデアリマス
カ、將來此慣例ヲ作ルヤ否ヤト云フコトナンデアリマスガ、夫レガ分ラヌト
起立ニ苦シミマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 曾我子爵ノ請求ヲ容レルヤ否ヤト云フコトノ決

ヲ採ル積リデアリマス、

○公爵近衛篤磨君 夫レデハナンデスカ、此後ニ質問書ノ理由ヲ説明シタ
イト云フコトヲ請求スル者ガアレバ其度毎ニ採決ナサル譯デアリマスガ、
夫レモ今日慣例ヲ開クコトニナリマスガ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 先刻カラ述ベテ居ッタノハ夫レデゴザイマ
ス、

○男爵伊達宗敦君 本員ハ曾我君ノ請求ハ矢張り今日曾我君ノ質問書ノ理
由ヲ述ベ後來共ニ政府ニ質問書ヲ出シタ時ハ演壇ニ上ッテ其旨趣ヲ辯明スル
コトヲ得ルト云フ慣例ヲ作ルト云フ請求デアラウト思フノデアリマスガ、サ
ウデアアリマセヌカ、尙ホ曾我君ニ確メテ置キマス、

○子爵曾我祐準君 本員ノ請求ハ今日此質問書ニ附イテ説明ヲ致シタイ、
且ツ後日モ必要ヲ感ズルモノハ説明シ能フト云フ様ナ例ヲ開キタイト云フ、
斯様ナコトデゴザイマス、サウ度々ニ決議ニ付セラレタイト云フノデゴザイ
マセヌ、

○男爵伊達宗敦君 分リマシタ、能ク分リマシタ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ曾我子爵ノ唯今申サレタル通り、曾我
子爵ノ請求ハ今日此質問書ノ趣意ヲ辯明スルコトヲ請求スルノミナラズ説明
ノ必要ヲ感ズル議員ハ向後共ニ質問書ノ趣意ヲ辯明スルコトヲ得ルノ例ヲ開
キタイト云フ請求、夫レニ附イテ決ヲ採リマス、曾我子爵ノ請求ヲ容ルベシ
トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、

○子爵曾我祐準君 諸君、此沖繩縣下宮古島人民ニ關スル質問書ヲ本員ガ
提出致シタ所以ノ趣旨ヲ少シク陳辯致シマス、諸君モ御承知デアリマセウガ
沖繩縣下ノ中デモ此宮古島ト云フ島ハ餘程懸離レタ所ニ在ル島デ、僅ニ人民
ハ三萬五千何百人ホカ居ラヌ、サウシテ田畑ト云フモノモ僅ニ七千何百町ト
云フ狭イ島デアリマスガ、ソコニ生ズル所ノ品ト云フモノハ粟トカ麥トカ豆
トカ薩摩芋トカ云フモノデ、雜穀中デモ價ノ少イモノシカ生ジマセヌ、然ル
ニ此土地ヨリ納ムル所ノ租稅ハ如何ト云フニ、先ツ政府ニ納ムル所ノ租稅ヨ
リシテ夫レヨリ島内ニ費スル所ノ諸費ニ充テル租稅ノ如キ、是レハ先ツ言ヘバ
地方稅ニ似タ様ナモノデ、ソナナガチ合セルト六萬九千何百圓ト云フ殆ド七
萬圓ニ近イ金ヲ納メナクチャナリマセヌ人民ガ……ソコデ一人ニ附イテ二圓
バカリニ付ク譯ニナリマス、且ツ其上ニ今ニ極昔ノ租稅ノ取り方ニ依ッテ現
品ヲ取ラレルト云フコトデ例ノ上布杯ヲ取ラレルト云フ斯ウ云フ有様ニナッ

テ居ルサウデゴザイマス、而シテ村ノ役人ノ數ハ村役所ノ頭ミタ様ナ者ヨリ以下三十六人アル上ニ士族ミタ様ナ者即チ土人ノ頭ミタ様ナ者ガ三百四十人モアルサウデス、僅ナル此三萬五千何百人位ト云フ島ニ舊來ノ役人ノ様ナ者ガ三百四十人モ居ッテ皆民ヲ劊イデ衣食シテ居ルサウデゴザイマス、其委シイコトハ昨年モ請願致シマシタガ當院ニ……即チ諸君モ御承知デアリマセウカラ委シクハ述ベマセヌガ、其慘狀ハ見ルニ忍ビヌ所ノモノガ請願書ニ書盡シテアリマス、本年モ亦請願書ガ提出ニナッテ居ルト思ヒマスカラ、諸君委シク御調ベニナレバ……其請願書ニ就イテ見レバ夫レ十分ト思ヒマス、且ツ茲ニ一言ヲ致シテ置キタイノハ是レハ沖繩縣ハ舊來ノ藩制ノ儘今日ニ至ルマデ改メヌノデゴザイマセウ、勿論日本ノ他ノ地方トハ風俗人情是レマデノ仕來リト云フモノモ甚シキ違ガアリマセウ、且ツ廢藩ニナリマシタコトモ他ノ諸藩ヨリハ琉球藩ハ一番遅ク廢藩ニナッタト必得テ居リマス、併ナガラ最早十何年二十年近クニモナリマセウデアリマスカラ此内地ノ民ノ潤ウテ居ル丈ケノ恩澤ニハ潤ハナケレバナラヌト本員ハ信ジマス、内務省ガ其責ニ當ルベキモノデアラウガ、今日ニ至ルマデ大シタ手ヲ著ケタ痕ヲ見マセヌノハ或ハ内務省ノ怠デアアルマイカト信ジマス、幸ナルカナ松岡君ガ丁度今内務ノ少輔……イヤ今ハ次官デアリマスガ、ドウカ承リマスレバ其隣ノ八重山島ニ於テ千五百町歩ノ田地ヲ持ッテ居ラル、ト云フコトデアアルカラ、自然他ノ事情ニモ御通ジデアラウト思ヒマスルカラ遠カラザルウチニハ内務省モ其人ヲ得テ居ルコトデアリマスカラ改革ニナラウトハ思ヒマスガ、老婆心ノタメニ一應此事ヲ申シテ置キマス、

〔田中芳男君發言ノ許可ヲ求ム〕
 ○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今ノハ質問書ノ主意ヲ辯明サレタノデゴザイマスカラ……
 ○田中芳男君 聊カ質問ヲ致シタウゴザイマス、聊カ申シマスガ昨日ノ議場デ議サレマシタ沖繩縣八重山島風土病ニ關スル建議案デゴザイマス、夫レニハ八重山島ト云フコトガアリマシテ其内ニ宮古島ト石垣島トノ二ツニ分レテ居リマス、所ガ茲デハ宮古島カラ八重山島ヘ逃ゲテ行クト云フコトデアリマシタガ、サウスルト是レハドウ云フ風ニナリマスカ、
 ○子爵曾我祐準君 夫レハ御答ヘテ致シマス、此本員ガ差出シマシタ質問書ハ投函ニナッテ居ル筈デゴザイマスガ御覽下サイマシタラウ、御覽下サイマシタカ、御手ニアリマスナ、是レニ御斷リテ申シテ置キマシタ通り遠島隔絶デ其實況ヲ詳ニスルコト能ハズト斷ッテゴザイマス、即チ本員ガ此文章ヲ作リマシタノハ請願書ニ依ッテ作リマシタ、田中君ノ函ノ中ニ這入ッテ居リマセウ、沖繩縣宮古島島費經減及島政改革請願書ト云フモノハ御手ニ這入ッ

テ居リマセウ、夫レノ第三第四葉ヲ御覽下サイ、斯ウ云フコトガゴザイマス、島民中ニハ負擔ノ苛重ニ堪ヘ兼子候爲メ八重山島ヘ逃亡シテ」ト云フ斯ウ云フ文ガアリマス、是レニハ拔ケマシタカ知レマセヌガ……
 ○田中芳男君 左様ナ事ガアリマスレバ據ル所ハ分リマシタガ、昨日ノ建議案トハ矛盾スル様ニ考ヘマス、
 ○子爵曾我祐準君 私ハ昨日ノ建議案ノ提出者デアアリマセヌカラ其責ハ御免ヲ蒙リタイ、
 ○船越衛君 唯今松岡内務次官ガ八重山島ニ地所ヲ持ッテ居ルト云フコトデゴザイマシタガ、ドウ云フコトカ私ニハ能ク聽取レマセヌガ……
 ○子爵曾我祐準君 左様デゴザイマス、夫レハ八重山縣……ア惡ルウゴザイマシタ沖繩縣八重山列島石垣島官有地貸下ニ關スル質問ト云フモノガ衆議院デ提出ニナッテ居リマス、
 ○船越衛君 其中ニ松岡君ノ地所ノコトガ……
 ○子爵曾我祐準君 「沖繩縣八重山列島石垣島官有地千五百町歩ヲ現任内務次官松岡康毅外八名ニ貸下ゲタルハ請願人等カ洋式製糖場ヲ建設スルトノ主趣ヲ確認セシニ依ル哉」ト云フノガ一箇條ノ問ニナッテ居リマス、何箇條モアリマスガ他ノ條ハ……
 ○船越衛君 松岡君ハ能ク知ッテ居ラレルト云フコトデアリマスナ、
 ○子爵曾我祐準君 左様デゴザイマス、
 ○子爵曾我祐準君 子ヨット質問ヲ致シマス、質問ノ主意ト云フモノハ唯今御辯明ニナリマシタ通り宮古島ノ租税ニ至ッテハ實ニ苛酷ナ租税デアリマスルガ、尙ホ聞ク所ニ依リマスルト此他ニ三百何十人ノ門番税トカ云フモノヲ取ラレルト云フコトヲ聞キマシタ、其他ニ人頭税モ未ダニ行レテ居ルト云フコトヲ聞キマシタガ、果シテサウ云フコトガ事實アリマスルコトデアリマスカ、尙ホ一應承ッテ置キマス、
 ○子爵曾我祐準君 御答ヘテ致シマス、夫レハ本員ガ差出シマシタ質問書ヲ御覽下サルト冒頭ニ其事ヲ申シテゴザイマス、今日ニ於テモ猶ホ人頭税ヲ課セラレ剩ヘ現品ヲ以テ納税セシメト斯ウ云フ書出シテゴザイマス、是レガ今朝廻リマシタガ遲ウゴザイマシタカラ御覽下サル、暇ガゴザイマセヌカモ知レマセヌ、返ス返スモ申シマスガ、請願書ヲ能ク御覽ニナルトスツカリ分リマス、此質問書ト云フモノハ全ク請願書ニ依ッテ書イタモノデゴザイマス、實ハ八重山島ノ請願人ニモ逢ヒマシテ昨年宮古島ノ土人ニ逢ッテ親シク話ヲ承リマシタコトモゴザイマスガ、此席デハ冗長ニナリマスカラ申シマセヌガ、退テ跡デ御尋ガアレバ知ッテ居ル丈ケハ御答ヘテ致シマセウ、
 ○小原重哉君 質問デハゴザイマセヌ、先刻議長カラ御宣告ニナリマシタ

兩院協議委員ノ撰舉ハ各部ニ於テ選舉ヲ致ス様ニ致シタイノデゴザイマス、
〔尾崎三良君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 暫ク御待チ下サイ、唯今ノハ少シ一ノ御動議カハ知りマセヌガ未ダ此選舉ノコトヲ此所ニ於テ行フトモ行ハヌトモ極ッテ居マセヌ、デ、ドウモ夫レハ時機デナイト思フノデ、而シテ其事ハ唯今本席ヨリ御相談ヲ致サウト存ジタ所デアリマス、此即チ新聞紙條例中改正法律案ノ兩院協議委員ハ衆議院ニ於テモ已ニ選ンデ十名ノ委員ヲ設ケタト云フ通牒ガアリマシタノデゴザイマス、夫レ故ニ本院ニ於テモ早速ニ選バ子バナラヌノデゴザイマス、夫レレ議事日程ニ移ルヨリ以前ニ其選舉ヲ行フトコトニ致シタイト思フ、夫レレ此事ハ御異議ハアリマスマイカ、御異議ガアリマセヌナラバ政府ノ同意ヲ求メテ議事日程ヲ變更セ子バナラヌ様ニナリマス、

〔異議ナシト呼ブ者多シ〕

○尾崎三良君 此協議委員ハ新聞紙法案ノ特別委員ガ九名ゴザイマス夫レレ協議委員ニスルト云フコトニ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ唯今マダ議スル場合デハナイ、マダ議事日程ガ變更ニナッテ居リマセヌ、

○尾崎三良君 宜シウゴザイマス、夫レレハ豫メ申シテ置キマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ別段ニ選舉ヲ行フトコトニシテ御異議ハナイト存ジマスニ依ッテ議事日程ヲ變更ノコトヲ政府ノ同意ヲ求メマス、

○公爵近衛篤磨君 モウ今日ノ議事日程ニ移ッテ居ルノデゴザイマスカ、マダ議事日程ニ移ッテ居ラヌデアリマセヌカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 議事日程ニ移ル冒頭ニ日程ヲ變更シテ……

○公爵近衛篤磨君 議事日程ノ外デハイカナイノデゴザイマスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 議事日程ノ外デハ出来マセヌ、是レマデモ斯ウ云フ場合ニハ議事日程ヲ變更ニナッテ居ルノデゴザイマス、

〔議事日程變更ニ付政府ノ同意ヲ求ム〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 政府ノ同意ヲ得マシタニ依ッテ議事日程ヲ變更致シテ是レヨリ新聞紙條例中改正法律案ノ兩院協議委員ノ選舉ヲ行ヒマス、

○小原重哉君 先キニ述ベマシタ通り此兩院協議委員ハ正午休憩ノ時各部ニ於テ選舉ヲ行フトコトヲ望ミマス、

○男爵小澤武雄君 此委員ノ選舉ハ議長ノ指名ヲ煩シタイト存ジマス、

○男爵伊達宗敦君 贊成、

○富田鐵之助君 贊成、

○尾崎三良君 本員ハ此特別協議委員ハ新聞紙法案ノ委員九名ヲ協議員トシテ尙ホ一名ノ不足ハ議長ニ於テ御選定ニナラムコトヲ本員ノ説トシテ提出致シマス、夫レガ一番宜カラウト思ヒマス、

○子爵林友幸君 本員ハ小原君ノ説ニ贊成ヲ致シマス、是レハ一同ニ引取ッテ徐々ト各部ニ於キマシテ選舉ヲ致シタイト思ヒマスカラ贊成致シマス、

○子爵日野西光善君 尾崎君ニ贊成、

○子爵小笠原壽長君 本員ハ小澤君ニ贊成、

○子爵曾我祐準君 曾我モ贊成ヲ致シマス、

○子爵曾我祐準君 曾我モ贊成ヲ致シマス、

○子爵曾我祐準君 曾我モ贊成ヲ致シマス、

○子爵曾我祐準君 曾我モ贊成ヲ致シマス、

○子爵曾我祐準君 曾我モ贊成ヲ致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ同數ノ委員ト極ッテ居ルノデ、イツデモサウ云フトコトニナッテ居リマス、

○箕作麟祥君 夫レナラバ夫レレ宜シウゴザイマスガ、本員ハ協議員ノ選舉ノコトハ矢張り小澤男爵ノ説ニ贊成ヲ致シマス、元ノ新聞紙ノ委員ヲシテ其者ヲ委員ニシテ後トノ一人ヲ議長カラ足シマヘナスルト云フノニハ甚ダ不同意デゴザイマス、

○子爵板倉勝達君 贊成、

○子爵松平乘承君 贊成、

○子爵平松時厚君 小澤君ニ贊成致シマス、

○子爵平松時厚君 小澤君ニ贊成致シマス、

○馬屋原彰君 小原君ノ委員ヲ各部デ選フト云フトニ贊成致シマス、

○伯爵萬里小路通房君 小原君ニ贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 三ツノ動議ガゴザイマス、尾崎君ノ動議ハ諸君ノ御聽キノ通り……

〔子爵曾我祐準君、尾崎君ニハ贊成ガアリマセヌト述ブ〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 尾崎君ニハ贊成ガアリマセヌト述ブ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 尾崎君ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザイマス、次ニ小澤君ノ議長ニ此選定ヲ委託スルト云フ動議、此動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 起立ガ明デゴザイマセヌカラ氏名點呼ヲ行ヒマス、

〔氏名點呼ヲ行フ〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 氏名點呼ノ結果ヲ御報告ニ及ビマス、出席總

數百六十一、可トスル議員九十四、否トスル議員六十七、議長ニ選舉ヲ委託スルト云フ小澤男爵ノ動議ニ決シマス、次ニ(乙)鐵道比較線路決定ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續ヲ開キマス、特別委員長報告、

〔公爵近衛篤磨君演壇ニ登ル〕

○公爵近衛篤磨君 唯今議題ニナリマシタノハ鐵道比較線路決定ニ關スル乙號デアリマシテ、即チ直江津ヨリ新潟及新發田ニ至ル鐵道デゴザイマス、是レハ比較ガ上越線ト申シマシテ前橋ノ方カラ越後ノ方ヘ出マスル線路ノ比較ニナツテ居リマス、段々是レニハ議論ガアリマシテ委員會杯デモ軍事上ドウシテモ直江津カラ新潟新發田ニ至ル線路ハ海岸線デアアルカラシテ誠ニ不都合デアアル、寧ロ上越線ガ宜カラウト云フ御説モ出マシタガ段々政府委員杯ニ尋子マスレバ全體上越線ト直江津線ト云フモノハ全ク方向ヲ異ニシテ居ルモノデアリマシテ比較ニナルベキ性質ノモノデハナイノデアアル、直江津カラ新潟新發田ニ至ル鐵道ト云フモノハ單ニ經濟上ノ運搬用ノタメニ供スルニ止マルノデアアル、之ヲ敷イタカラト云ウテ後ニ軍事上若モ上越線ヲ敷カナケレバナラヌト云フ場合ガ起ツテモ更ニ差支ナイモノデアアルト云フ話デ之ヲ取ルト云フコトニナツタノデアリマス、夫レカラ又上越線ト云フノハ軍事上ノ必要アル線路デアアルナレバ夫レト是レト比較ニナツテ居ルニ其軍事上ニ必要アル上越線ヲ棄テテ單ニ經濟上ノ直江津線ヲ取ルノハ不都合デアアルト云フ嫌モアリマスガ、段々政府委員ノ説明ニ依リマスレバ既ニ岩越線ト云フモノガアリマシテ白川竝ニ郡山近傍デアリマシタカ本宮近傍デスカアノ邊カラ起ツテ越後ノ方ヘ出ル線路ガアル、之ニ依ツテ見ルト一朝事アレバ東京ノ師團ノ兵ヲ送ルコトモ出來ル、仙臺ノ兵ヲ送ルコトモ出來ル、若シ上越線ニ依レバ仙臺ニ關係ガナクナツテ來ルカラ軍事上ノ線路トシテハ上越線ヨリハ岩越線ノ方ガ適當デアアル、軍事上ニハ岩越線ヲ取ル積リデアアルカラサウスレバ寧ロ比較線ハ直江津ノ方ヲ取ツタガ宜カラウト云フ話デアリマシタ、其説ヲ委員會デモ納レマシテ之ヲ採用スルニ決シタノデアリマス、

○子爵谷干城君 少シ質問致シタイ、
○公爵近衛篤磨君 私ニデスカ、詳シイ説明ハ私ハ出來マセヌカラ政府委員ニ願ヒマス、
○子爵谷干城君 夫レナラ政府委員ニ致シマセウ、政府委員ニ質問ヲ致シマスルガ新潟線……直江津ヨリ新潟ヲ經テ新發田ニ至ルト云フモノニ御決定ニナリマシタ所ニ附イテハ別ニ本員ハ質問チスル必要モアリマセヌガ、然ルニ此岩越線ニ對スル此新潟線路ノコトニ附イテ御尋子致シタイ、ト云フノハ

本員ハ從來ノ考ヘヨリシテカラニ此岩越線ハ殆ド中央ノ幹線ニ附イテ其敷設ハ國家ガセヌナラヌ必要モアルシ、又經濟上中々引合フコトデナイト云フノガ從來ノ考ヘデアアル、ソコ軍事ノ方ニ於テハ誠ニ必要ナルモノト云フコトヲ感ジテ居ル、夫レデ既ニ此上州ノ方カラ越後ニ出ル線ノムツカシイコトハ本員モ曾テ取調ベテ承知シテ居リマスカラ決シテ此所デ無理ヲ冀フ譯デハナイ、然ルニ聞ク所ニ依リマスレバ岩越線モ私設鐵道ヲ願出テ之ヲ許スト云フコトニ承ツタ、又今議案ニナツテ居ル所ノ直江津ヨリ新潟ヲ經テ新發田ニ至ルノモノ、是レモ私設ヲ許スト云フコトニナル、所ガ斯クナリマスルト詰マリ岩越線ト直江津線ト競争ノ様ナ形ニナツテ必要ナル新潟ノ方ヘ出口チ岩越線ハ遮ラル、コトニナル、遮ラル、コトニナルト岩越線ト云フモノハ國家ノ上カラ論ズレバ最モ必要ナモノデアアルモノガ詰マリ成立タヌ様ナ結果ニナリハセヌカ、之ヲ承リマス、サウシテ若シ之ガ成立タヌト私設デハ成立タヌト見タトキニハ岩越線ハ政府ガ國家ノ力ヲ以テ之ヲ架設シ得ルノ考ヘデアアルヤ否ヤト云フコトヲ承ツテ置イテ然ル後ニ此議案ノ是非ヲ決シタイト考ヘマスカラ之ヲ承リマス、

〔政府委員松本莊一郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(松本莊一郎君) 谷子爵ニ御答ヘテ申上ゲマス、岩越線ハ矢張り出願ヲ致シテ居リマシテ即チ此度提出シテアリマスル案ノ中ニ其敷設ヲ許可スルコトヲ得ルト云フモノニ入ツテ居リマス、夫レカラ直江津線モ御考ヘノ通りニ是レモ私設ノ許可ヲ與ヘル筈ニナツテ居ルノデゴザイマス、若シ直江津線ト岩越線ト兩方許シテ而シテ新津カラ新潟新發田ニ至リマスル部分ヲ直江津ノ方ヘ付ケマシタナラバ岩越ハ成立タヌデアラウカト云フ御心配ノ様ニ承知致シマスルガ、若シ之ヲ付ケマシテモ成立ツヤ否ヤト云フコトハ今日確言致シ難イカト思ヒマス、如何トナレバ餘程建築費ガ餘分ニ掛リマスル所デアリマス、サウシテ出來上リマシタ後ニ運輸上ノ見込ハ鐵道局杯取調ベマシタモノヲ段々見マスルト餘リ利益ノ多カリサウナ線路デハナイノデアリマス、併ナガラ是レハ若松近邊マデハ利益ガ相當ノ見込ガアツテ出來ルモノト考ヘテ居リマス、夫レカラ又直江津線路ニ致シマシテモ是レ亦同局デ取調ベマシタモノデ見マスルト大ニ利害ノアルモノデハナイ、夫レハ谷子爵モ先キニ調書類ハ一應御覽ニナツタコトト存ジマス、同ジ標準ニ依ツテ取調ベタモノデハ餘程利益ノ薄イモノデアリマス、是レモ先キノ方ガ一緒ニナリマシテ漸ク成立ツ位ノモノデアアラウト思ヒマス、併ナガラ孰ニ致セ目下假免狀ノ下付チ願ウテ居リマスカラ、假令敷設ヲ許可スルコトヲ得ルノ協賛ヲ得マシテモ、假免許狀ヲ得テ尙ホ企業者ガ尙ホ十分ナル實地ノ測量ヲ施シ工事ノ設計ヲ立テマシテ、然ル後ヤル見込ガアルト云フノデアリマセヌケレバ夫レ

マデノコトニナツテ仕舞ヒマス、岩越線ノ如キハ無論必要ナ線路ト考ヘテ居
リマスカテ矢張り敷設法ニ規定シテアルガ如ク官設デヤルベキモノト信ジテ
居リマス、他日サウ云フ場合ガアツテ官設ニスルヤ否ヤト云フ御問ヒニ對シ
テハ無論官設ニシナケレバナラヌト信ジテ居ルト云フコト丈ケテ御答ヘテシ
テ置キマス、

○子爵谷干城君 サウシマスルト私モ此從來上州ノ方ト新潟直江津ノ方ノ
線路ノ三ツノ比較ノ中デハ寧ロ直江津ノ方が宜イト云フコトヲ考ヘテ居リマ
ス、何ガ宜イカト云フトあふゞ式ハ軍事ニハ役ニ立タヌカテ寧ロ役ニ立タヌ
ナラバ直江津ノ方が宜シイト云フコトヲ言ツタコトヲ記憶シテ居ル、既ニ岩
越線ト云フモノヲ私設デヤラヌト云フコトナレバ政府ガヤルト云フノ御決心
ナレバ此方ヲ速ニ著手ニナルコトヲ本員ナゾハ希望シテ居ル、鐵道會議ノ時
分ニモ夫等ノコトハ豫言シテ置イタコトモアル様ニ覺エテ居ル、夫レデ愈々
當局者ニ於テ若松ヲ經テ新潟ニ出ル線路ト云フモノハ私設鐵道デ成立タヌ見
込ガ付イタレバアレハ速ニ著手セラル、御考ヘナレバ誠ニ結構デ何モ理窟ハ
言ハナイ、ケレドモ直江津カラ新潟ヲ經テヤル海岸線路ガ出來テ見ルト必要
ナル此軍事上ノ目的デヤル鐵道ハ殆ド後ト廻シニナツテ出來ナイト云フコト
ガ出來ハセヌカ、ソコヲ確タル御評議ヲ承リタイ、經濟上ノ點ハ直江津ノ
方ノ調ベモ見マシタ、又岩越線ノ調ベモ見マシタケレドモ孰モ算盤珠ニ載ラ
ナイ不經濟ノ設計ニ成ツテ居ル、今日ノハ物好キニ掛ケテ居ルト私ハ始終認
メテ居ル、夫レハ夫レデ敢テ論ジマセヌガ詰マリ國家必要ノモノヲ先キニシ
ナケレバナラヌガ國家必要ノモノガ後ニナツテ却ツテ不必要ノモノガ先キニ
出來ルト云フ様ナ結果ニナリハセヌカヲ誠ニ私ハ憂フルノデアリマス、夫レ
デ其確ナ所ヲ一ツ承リタイ、

○政府委員(松本莊一郎君) 唯今ノハ少シク質問ト云フヨリハ御意見カト
考ヘマスルガ、當局者ノ信ジマスル所ハ直江津モ私設ヲ願ツテ居リマシテ無
論是レハ遺ルト申シテ居リマスカテ遺ルトモノト信ジテ居リマス、又岩越線モ
私設鐵道ヲ出願シテ然モ二ツモ出願シテ居ル、是レモ今日ノ所デハ遺ルト云
ヒマスカラ先ツ遺ルト考ヘルノ外ハナイト思ヒマスガ、併ナガラ前ニモ
申上ゲマシタガ假免狀ヲ得タ後ト雖モ或ハ非常ニ資本ガ巨額ニ上ツテ到底
私設トシテ見込ガナイカラ是レハ止メヤウト云フコトガアラウカモ知レマセ
ヌ、サウナツタラ一方ハ直江津線ガ出來一方ハ出來ヌト云フコトヲ御心配ノ様
ニ考ヘテレマスガ、其場合ニ至リマスレバ即チ岩越ハ矢張り敷設法ニ依ツテ
官設ニスル中ニ這入ッテ居リマスカラ夫レハ其時ニ當ツテ成ルベク遺ルト云
フ方ノ處分ヲ致スノ外ハナカラウト信ジテ居リマスノデゴザイマス、

○男爵渡邊清君 本員モチヨット伺ヒマス、元來此線路ハ直江津カラノ縱
線デアリマス、岩越線ニ於テハ南海ヨリ北海ニ達スル第一東南線デ、特ニ軍
事上ニ於テハ仙臺ノ兵ヲ越後ニ送ルト云フコトハ今日ハ困難デアリマスカ
ラ、固ヨリ甚ダ之ヲ早ク開カケレバナラヌト云フコトハ誰レモ思フ所デア
リマス、此線路ハ先ヅ仙臺ノ兵ヲ送ルニシテモ又軍事ノミナラズ此海岸ノ方
カラ或ハ平ノ近隣ヨリ郡山ニ出テサウシテ新潟ヘ達スルト云フ、是レハ奥羽
ノ真中ヲ突ツ切ル見込ノアル大事ナ鐵道デアリマス、然ラバ此線ヨリ直ニ新潟ニ達ス
上ナリ其他ノ事悉ク大事ナ鐵道デアリマス、然ラバ此線ヨリ直ニ新潟ニ達ス
ルガ相當デアラウト思ヒマス、然ルニ直江津線ヲ新津カラ二股ヲ開キ一方ハ
新發田一方ハ新潟ト云フ兩方ノ線路ニシテアルノ線デアリマス、全體此線ニ
ハ横斷ト縦線ノコトデアリマスカラ此直江津ノ方ハ新津ヨリ新發田ニ向ッテ
往キ又岩越線ハ新津ヨリ新潟ニ向ッテ往クト云フ様ニセバ穩當ト思ハレヌ、
且又經濟上モ或ハサウ云フモノデアラウト考ヘル、夫レデ折角敷設ヲ許スト
云フコトナラバ成立ツ様ニシナケレバナラヌ、是レハドウ云フ譯デ股ヲ附ケ
テ一方カラ出ル直江津線ハ新潟デ止メルノカ伺ヒタイ、

○政府委員(松本莊一郎君) 渡邊男爵ニ御答ヘ致シマスガ、唯今議題ニナツ
テ居リマスノハ北越線ノ比較線デ、是レハ御承知ノ通り上越線ト信州豐野カ
ラ參リマス線路トサウシテ直江津カラ參リマスル比較線デアリマシテ岩越
線ハ比較ニナツテ居ラヌ、即チ鐵道敷設法ノ一期線ノ中比較線デアリマス、
即チ岩越線ト云フモノハ二期線ト云フ所ニ書イテアリマスガ是レハ比較線ニ
直接ニ持ツテ來ルモノデハナイノデアリマス、夫レデ若シ御論ガアリマシテ
敷設法ノ改正ヲ施サウト云フコトニナリマスレバ別ノ御話デアリマスルガ、
此比較線ノ決定ト云フモノハ唯今申上ゲマシタ通り三ツノ線ノ比較デアリマ
ス、

○男爵渡邊清君 固ヨリ此決定ハ比較線ノ決定デアリマスカラ或ハ御辯明
ニナラヌカモ知リマセヌガ然ル以上ハ私設ヲ許スニ至ツテハ政府ノ御見込ハ
如何デアリマスカ、實際ニ私設ヲ許ス場合ニ至ツタラ直江津カラ起ルモノハ
新潟ニ至ルノカ又ハ岩越カラ起ルモノハ新潟ノ方ニ往キ直江津ノモノハ
新發田ニ往クト岩越ノ方ノガ新潟ニ往クノデアリマスカ、

○政府委員(松本莊一郎君) 尙ホ申シマスガ私設ニ關スル案ハ別デアリマ
スカラ成ルベク其時々申上ゲル方が便利デハナカラウト考ヘマスガ、是レ
ハ私設ヲ許スト云フノ議題デアリマセヌ、谷子爵ガ此私設ヲ許スカト云フ
御尋子デアリマシタカラ夫レニ附イテ申上ゲマシタノデ、唯今ノハ唯敷設法
第七條ノ比較線決定デアリマシテ、後トニ私設ヲ許ス議案ノ中ニ岩越ノコト
モ又新津ノコトモアリマスカラ、其時ニ申上ゲルノガ便利カト考ヘマス、
○子爵曾我祐準君 本員ハ此問題ニ附イテハ反對ノ意見ヲ述ベタウゴザイ

マスガ、随分時間モ掛ルカモ知レマセマ、最早十二時ヲ過ギテ居リマスカ
ラ一應伺ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 然ラバ一應休憩致シマス、
午後零時八分休憩

午後一時十五分開議

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 過日男爵小澤武雄君外一名ヨリ提出サレマシ
タ静岡縣佐野郡南鄉村境界變更ノ件ニ關スル質問ニ對シマシテ本日政府ヨリ
答辯書ヲ受領致シマシタニ依ッテ書記官長ヲシテ朗讀致サセマス、

(中根書記官長朗讀)

貴族院議員男爵小澤武雄君外一名ヨリ静岡縣佐野郡南鄉村境界變更ノ件ニ
關スル質問ニ對シ内務大臣臨時代理司法大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回送
候也

明治二十七年五月二十九日

内閣總理大臣伯爵 伊藤 博文

貴族院議長侯爵蜂須賀茂詔君

貴族院議員男爵小澤武雄君外一名提出ニ係ル静岡縣佐野郡南鄉村境界變更
ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治二十七年五月二十八日

内務大臣臨時代理

司法大臣 芳川 顯正

貴族院議長侯爵蜂須賀茂詔君

貴族院議員男爵小澤武雄君外一名提出静岡縣佐野郡南鄉村境界變更
ノ件質問ニ對スル答辯書

一町村制第四條二項ノ境界變更ナルモノハ畜ニ飛地及境界線ノ錯雜セル一
小部分ヲ整理スルノミヲ指スカ如キ狹隘ナル旨趣ニアラス故ニ佐野城東
郡長カ爲シタル處分ノ如キモ亦境界變更處分ニ屬スルモノト認ム

二佐野城東郡長カ爲シタル境界變更處分ハ町村制ノ條項ニ背反スル所ナキ
ハ前項ニ於テ已ニ之ヲ述フ然レトモ其處分ノ事宜ヲ得タルヤ否ヤニ就テ
ハ目下審査中ニ屬ス

三町村境界變更ノ解釋ニ關シテハ訓令ヲ發シタルコトナシ尤モ書記官ヲシ
テ府縣知事ニ左ノ旨趣ヲ移牒セシメタルコトアリ

一町村制第四條一項ニ依リ處分スヘキモノハ二箇以上ノ町村ヲ合シテ

一町村トナシ又ハ一町村ヲ分割シテ二箇以上ノ町村トナシ若クハ一
箇以上ノ全町村ヲ分割シテ二箇以上ノ町村ニ分屬セシメ又ハ數町村
ノ部分ヲ割キ新町村ヲ作ル如キ場合トス

一甲町村ノ一部ヲ割キ乙町村ニ合シ又ハ甲乙町村内ニ點在スル飛地ヲ
所在町村ニ組替ヲ爲スノ類ニシテ其町村ノ廢置ニ關セサルモノハ總
テ町村制第四條二項ニ據リ處分スルモノトス

右及答辯候也

明治二十七年五月二十八日

内務大臣臨時代理

司法大臣 芳川 顯正

○山川浩君 質問ノコトニ附イテ一言……

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 山川君ハ何ノコトデスカ、

○山川浩君 先般本員ヨリ政府ニ質問ヲ致シテ置イタコトニ附イテ一言申
シタイノデアリマス、御許シニナリマスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 夫レハ過日催促致シテ吳レイト云フコトデア
リマシタカラ催促シテ置キマシタノデアリマス、

○山川浩君 御催促ニナッタノデアリマスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) サウデス、

○山川浩君 未ダニマダ答辯ガナイノデゴザイマスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 未ダ受領致シマセマ、

○山川浩君 未ダ答辯ハ御受領ニナラヌノデスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 致シマセマ、

○山川浩君 夫レナラバ一言申シタウゴザイマス、此質問書ヲ本員ガ米津
松平兩子爵及本員ガ提出シタノハ過グル十六日デアリマス、最早二週間モ過
キテ居リマス、其間ニ議長閣下ヲ煩ハシテ催促ニ及ンダコトハ兩度、最早此
會期モアト一週間ホカナイ、然ルニ政府ハ今以テ返事ヲセヌト云フノハ實以
テ不都合ト本員ハ考ヘマス、抑、衆議院ノ解散ハ國家重大ノ事件デ之ヲ奏請
奉行スル時分ニハ政府ニアツテハ十分閣議ヲ盡シテ寧反覆ニ之ヲ討論シタ上
ニ行ツタコトニ相違アルマイト思ハレル、然ラバ此質問ニ對スルニハ何モ取
調ベル入用モナシ、又之ヲ熟考スル時間ヲ要スル答デモナイ、夫レニ今以テ
其答辯ガ來ナイ、又一月中デアッタト思ヒマスガ二條近衛兩公爵始メ三十八
名ノ諸君ガ忠告書ヲ贈ラレタニ對シテハ内閣總理大臣伊藤博文ト名ヲ書イテ
既ニ夫レニ解釋ノ理由ヲ答ヘテアル、一個人ノ資格ヲ以テ忠告サレタノニ何
モ答辯書ヲ出スニモ及バナイ、夫レストラ既ニ答辯ヲシテ居ル、本員ガ更ニ三
十有餘名ノ贊成者ヲ得テ正式ノ質問書ヲ出シタノニ今日マデ更ニ答辯セヌト

云フノハ甚ダ不都合ナコトト思ヒマス、何故答辯セヌカ、若シヤ三十八諸君ノ再答辯書ニ最早言葉ガ塞ガリ申スベキ申開キガ立タヌト考ヘテ今何ト之ヲ返事シテ宜イカ、勘考中デモアルノカ、又ハ短期ノ議會デアアルカラ閉會ノ間際マデ其儘ニ打捨テ置イテ今二三日ト云フ所ニナッテ答辯シテ此答辯ハ不當ダトカ是レハ不都合ダトカ或ハドウ斯ウト議論ヲシテ居ル間ニ目出度閉會チスル積リデアアルカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レドドウナルノデスカ、

○山川浩君 夫レデ御催促チスルノデスカ、此元勳トカ藩閥トカ何トカ名ノ附イタマア立派ナ諸君ノ顔揃デアレバヨモヤソナ卑屈醜陋ノ手段ヲ取りハスマイト本員ハ信ジテ居リマス、信ジテハ居ルガ如何ニモ物ヲ自分ガ行ツタコトニ附イテ聞カレ、バ行フ前デアレバドウシヤウカト云フ考ヘモアリマセウガ自分ガシテ仕舞ツタアトノコトヲ聞カレルノニ答ヘナイノハ實ニ不思議デ、ドウモ矢張り是レモ衆議院解散ノ理由ト同ジデサッパリ理由ガ分ラヌ、議院法四十九條ニハ「質問主意書ハ議長之ヲ政府ニ轉送シ國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲シ又ハ答辯スヘキ期日ヲ定メ若シ答辯ヲ爲サ、ルトキハ其理由ヲ明示スヘシ」此通り書イテアル、決シテ此四十九條ノ精神ハ政府ガ斯様ナ怠慢ト云ッテ宜イカ横著ト云ッテ宜イカ決シテ四十九條ハ許シテ置カナイノデアアル、再三催促シテモ今ダニ一向答辯チセヌト云フノハドウ云フモノデアアルカ議長ヨリ嚴重ニ御督促ニナルコトヲ希望シマス、序ニ一言致シマス既ニ内閣總理大臣ト肩書シタ伊藤博文君カラ三十八氏諸君ニ解散ノ理由ヲ述ベテアルカラ最早解散ノ理由ハ分ッテ居ルデアラウト云フ諸君モアリマセウガ是レハ唯一個人ノ二條近衛兩公爵始三十八名ノ御方ニ答ヘタノデ之ヲ以テ決シテ衆議院解散ノ理由ヲ議會ニ公布シタモノト見做スコトハ出來ナイノデ、依ッテ此正式ノ質問書ヲ提出シタ譯デアリマス、此段ヲチヨット一言致シテ置キマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) サウシマスト唯今ノ山川君ノハ昨日モ御發言ガアッテサウシテ即チ催促致シテ居ルノデ……

〔山川浩君〕「一昨々日デアリマス」ト述ブ

一昨日デアリマス……是レハ間違ヒマシタ、昨日請求致シマシタ、尙ホ其上ニ今一應請求シテ呉レイト云フ……

○山川浩君 左様デアリマス、今日カラ最早七日シカナイノデアリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 宜シウゴザリマス、承知シマシタ、

〔子爵曾我祐準君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 暫ク御待チ下サイ、兩院協議會ノ委員ヲ選定致シマシタニ依ッテ御報告ニ及ビマス、即チ新聞紙條例中改正法律案兩院協

議會委員、子爵岡部長職君、男爵榎村正直君、尾崎三良君、男爵小澤武雄君、名村泰藏君、渡正元君、富田鐵之助君、清浦奎吾君、平山成信君、小幡篤次郎君、次ニ午前引續キノ會議ヲ開キマス、

〔子爵曾我祐準君演壇ニ登ル〕

○子爵曾我祐準君 諸君、本員ハ此乙號ノ案ニ對シテ反對ノ意見ヲ有シテ居ル者デアリマス、此案ハ否決スベシト云フ意見ヲ持ッテ居リマス、此否決スベシト云フ理由チ一ト通り陳述致シマスニ依ッテ諸君ドウゾ能ク御聽取チ願ヒマス、此案ハ申スマデモナイ比較線ノ決定ニ關ルモノデアッテ幾本モアル所ノ比較線チ一本ニ極メルト云フコトデアアル、比較線ノ決定ト云フコトニ附イテハ本員ハ全體ハ大賛成デアリマス、諸君御承知デモアリマセウガ、彼ノ鐵道敷設法ノ出タ時分ニ比較線ト云フモノヲ法律ノ上ニ置クノハ甚ダ宜クナイ、是レハ喧嘩チサセル様ナモノデアアル、此ニアラザレバ彼ト云フ様ニ人民ニ爭ハシムルモノデアルト云フコトチ本員ハ此壇デ申シマシタ、其時分ニ尙ホ明言シテ曰ク斯ノ如キ法律チ布イテ置イタナラバ他日非常チ競爭ガ起ッテ實ニ上下困ル形勢ニ及ブデアラウト云フコトチ豫言シテ置キマシタガ、不幸ニモ本員ノ豫言ガ當ッテ此競爭ト云フモノガ實ニ盛ンナ有様ニナリマシタ、夫レ故ニ比較線チ今日ニ於キマシテモ取除ケテ一ツニ極メルト云フコトニ付テハ極宜シイコトデアアルガ、然ルニ越後ニ通ズル所ノ比較線、是レハドウモ比較線チ決サレナイ、其決サレナイ理由ト云フモノハ越後ト云フ國ハ百六十萬近イ人口ガアッテ日本デモ富國チ以テ鳴ッテ居ル國デアアル、然ルニ今此案ノ直江津カラ往ク所ノ線チ極メマシタナラバ他ノモノハ越後ノ國ニ這入ルノハ山チ越シテ往ク所ノ線チ極メマシタナラバ他ノモノハ越後ノ國ニ這入ル……是非サウ云フ次第ニナルデアラウト思ヒマス、夫レ故ニ越後ノ平野百六十萬ノ人口チ含ンデ居ル平野ニ布ク鐵道ノ方ガ利益デゴザリマス、夫レ故ニ中ノ平野ニ線チ持ッモノハ越後ニ這入ルニハ何處ノ口カラ這入ッテモ難澁デアアルカラ其山チ穿ッ所ノ勞ハ平野ノモノガ負擔セナケレバナラヌ、左様デナイト越後ノ山ノ穿ッ所ノハ工費ハ餘計掛ッテ利益ガ少ナイ、中ノ平野ノ方チ取レバ工費ガ少クシテ利益ガ多イ、夫レ故ニ越後ニ這入ルニハ何處カ山チ穿タナケレバナラヌニ依ッテ中ノ平野ノ利益チ得ルモノハ即チ越後ニ這入ル鐵道ノ口チ穿ッコトノ勞チ取ラナケレバナラヌ、今若シ此越後ノ中心チ貫イテ居ル所ノ即チ新潟及新發田ヘ直江津ヨリ出ル線、此線チ直江津ノ方デ取ッテ仕舞フト岩越カラ這入ル線、豊野カラ這入ル線ニセヨ上越カラ這入ルニセヨ是非トモ平野ニ於テ受ル所ノ利益チ得ルコトハ出來ナイデ其穴チ穿ッテ檢チ越ヘテ往ク勞チ負擔シナケレバナラヌコトニナル、此直江津カラ往ク所ノ

モノが果シテ軍用ニモ適シ又他ノ經濟ニモ適スルト云フコトナレバ此案ヲ早ク決シテ此工事ニ着手スルコトが必要デアル、然ルニ第一ニ軍事ノ點カラ論ジテ見ルト此線ハ軍事トシテハ適當デナイ、夫レハ過日政府委員モ説明セラレマシタ通り此線ト云フモノハ或ル場合ニ於テハ甚シク海岸ニ露出シテ居ル、勿論越後ノ海ハ荒イカラト云ツテモ三百六十五日年中海岸ニ打寄セルコトハアルマイガ、併ナガラ戰ト云フモノハ時ヲ限ラヌモノデアリマスカラ海岸ニ露出シテ居ル點ハ避ケ得ベキ丈ケ避ケナケレバナラヌ、然ル點カラ論ズレバ此線路ハ軍事トシテハ決シテ宜シクナイト政府委員モ明言シテ居ル今一ツ軍事トシテ宜シクナイコトガアル、夫レハナセカト云フト此線ハ信州カラ碓氷ヲ通ラナケレバナラヌ、然ル所碓氷ニハ例ノあふと式ト云フ厄介物ガアル、此二點ガ軍事ニ取ツテ不利益ナモノデアル、夫レ故ニ政府委員ハ過日辯ジテ曰ク軍事トシテハ岩越鐵道ヲ採ルト斯様ニ申サレマシタガ此岩越鐵道デアル、是レハ如何ナモノデアアルカト云フト甚ダ怪シイモノデアアル、利益ノ點ニ於テモ眞シヤ出來タトシテモ利益ニ於テ甚ダ薄イモノデアアル、且亦其實ヲ彼是承ツテ見ルトマダ本當ニ成立ツテ居ルヤラ成立ツテ居ラヌモノヤラ分ラヌモノデアアル、然ルニ政府ハ大早計ニモ岩越線ガ出來レバ越後ハ軍事ノ用トシテハ足ル、夫レ故ニ直江津ヨリ往ク所ノ線ハ軍事トシテハ不適當デモ私立トシテ許シテモ宜シト言ハレタガ是レハドウモ早ヤ過ギル、果シテ岩越線ガ出來ルヤ否ヤモ未ダ分ラヌ、尤モ官立デ非常ナ金ヲ費シマシタナラバ出來モシマセウ、併ナガラ金ガ少クナレバ是レトモ其方法ヲ選バナクテハナラヌ、又他ニ上越線ト云フモノガ一線アルガ、是レモ或者ニ聽ケバ非常ニ宜イ様ニ言フモノモアル、又或ル者ニ聽ケバ甚ダ不十分デアアルト云フコトモ言ウテ居ル、又鐵道局ノ審査モ不十分ナ様デアアル、要スルニ岩越ガ一番宜イカ又ハ上越線ガ一番宜イトカ云フガ軍事トシテ此直江津線ハ不十分デアアル、然ラバ是レハ其不十分ナ所ヲ十分ニスルニハドウスルカト云フト十分ノ調査ヲ欲シイノデアアル、夫レ故ニ本案ヲ否決シマスレバ再調査ト云フコトニナラナケレバナラヌ、夫レレ斷然此法案ヲ本院ニ於テ否決シテ即チ當路者其人ニ再調査ヲ促スコトヲ希望スルノデアリマス、元來今度ノ無暗ニ澤山私設鐵道ガ出來ルノハ段々委員會デモ承ツテ見ルト一體政府ニ於テモ一定ノ標準ト云フモノガナイ様デアアル、私設鐵道トシテ願フテ來タ時分ニハ鐵道廳デ調査シタ所ノ利益デ何割何分ニ當ルモノヲ御許シニナル積リデアアルカト云フコトナ政府委員ニ問ヘバ夫レハ別ニ標準ハナイ、併シ皆無利益ノナイモノハ許サヌト云フカラ、ソナナ先ヅドレ位マデ許シテ居ルカト云フト、利益ガ一分二三厘ニ當レバ許スト斯ウ云フコトデアアル、今朝政府委員ニ聽キマシタ、一分二三厘ノ利ハ日本ノ金利ニ於テハ如何デゴザリマスカ、私ハ經濟ニハ極不熟

練ナモノデアアルガ、ドウモ一分二三厘ノ利ハ非常ナ薄利ナモノデハナイカ、ソナナコトデ鐵道ガ往ケルモノデアアルカト云フトコトヲ私ハ疑フノデアリマス、而シテ其積リ方ハ私立鐵道會議ガ申立テ居ルノチ政府ニ於テ即チ鐵道廳デ調ベタニハ必ズ差ガアラウト云フコトヲ私ハ問ヒマシタラ必ズ差ハアル、多クハ私設鐵道會社ハ利益ノ多イ様ニ申シテ來ル、五分トカ六分トカ利益ガアル様ニ申シテ來ルガ、夫レチ其筋デ調査シマスドドウモサウナクテ一分トカ二分トカ云フコトニナツテ甚ダ薄利ノモノニシカ見込ガ付カナイト云フ；夫レカラ尙ホ亦過去ニ溯ツテ今迄鐵道會社ガ願フテ出タ時分ニ何分何厘トカ利益ガアルト云フコトヲ理由トシテ申立テテアリマセウガ夫レハ如何ナルモノデアアルカ、過去既ニ出來テ居ル所ノ鐵道ノ利益ハ始メ會社ヲ起ス時分ニ豫算シタ所ノ利益ニ合ヒマスカ合ヒマセヌカト云フトコトヲ問ヒマシタ所ガ政府委員ガ答ヘテ曰ク夫レハ合ヒマセヌ、政府デ檢定シタ所即チ政府デ認メタ所ハ夫レヨリハ利益ハ多イノモアル、併ナガラ一ノ既ニ成立ツテ居ル所ノ鐵道ニ經驗スレバ利益ハ彼等ガ云フ通りアルノハ一ツモナイ、政府委員ガ見込シタ位ノ利益カ或ハ夫レヨリモ少シ増スコトモアルガ大抵政府ノ見込シタ位ナモノデアアル、シテ見ルト一分二三厘ト云フノガ政府ノ見込アリトスレバ其點ハ政府ニ信用ヲ置ク以上ハ多數ノ鐵道會社ハ甚ダ利益ノ少イモノハ一分二三厘位ノ利益ト見子バナラヌ、斯ウ云フ譯ニナラウト思ヒマス、斯ノ如キ薄利ナモノガ日本ノ金利ニ合ヒマスカ、斯様ナ薄利ナモノデアレバ宜シイ、夫レレ經濟社會ニ混雜ヲ起サナイト云ヘマセウカ、本員ノ甚ダ疑フ所デアアル、夫レ故ニ本員ハ又政府委員ニ問ウテ何ゾ是レニハ比準ヲ置イテ即チ細密ナル調査ニ於テ幾ラノ利益ニ當ラナケレバ許サヌト云フトコトハ政府ノ義務トシテナサツテモ宜シイモノデアアラウト云フトコトヲ申シタ様ナコトガゴザリマス、併シ夫レニ對シテハ決答ハゴザリマセヌ、本員ハ確ク信ズルモノデアアル、政府ハ彼ノ社會熱ニ浮サレテ無數ノ鐵道ガ日本ノ身代ニ應ゼズ又一地方ノ身代ニ應ゼズ澤山起ツテ來ルト云フモノハ政府ノ義務トシテビシビシ之ヲ差止メル義務ガアラウト思フ、唯之ヲ許ス權利バカリデナク差止メル義務ガアルト思フ、例ヘバ惡病ガ流行スルトキニ斯ウ云フ未熟ナ蜜柑ヲ食ツテナラヌトカ斯ウ云フモノヲ食ツテハナラヌトカ云フトコトノ世話チヤク義務ヲ持ツテ居ル、シテ見レバ今鐵道熱ニ浮サレテ遂ニ人民ノ境涯ガ禍ニ罹ルコトハ殆ド知レテ居ルコトデアアルニ依ツテ願ハクハ政府ハ其義務ヲ負ウテビシビシ差止メナケレバナラヌモノト信ズルノデアリデス、唯今ノ案ハ比較線ノ決定デアリマスガ、此向キニ續々出ル所ノ案ニ聯帶シマスニ依ツテ御話ナシテ置ク、且又私モ委員ノ一人デアリマスニ依ツテ聽得タ所ノモノヲ諸君ニ御報道旁ニ述ベ置キマス、

○山川浩君 曾我君ニ賛成、
○安場保和君 曾我君ニ賛成、
○子爵谷干城君 私モ曾我君ノ御考ヘト大同小異デゴザリマスカラ理窟ハ申シマセヌ、是レハ急ガヌコトト思ヒマスカラ否決シテ後ト廻シガ宜カラウト思ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案ノ第二讀會ヲ開クベキヤ否ヤノ決ヲ採リマス、第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、
起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、
○子爵曾我祐準君 氏名點呼ヲ請求シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 氏名點呼ヲ行ヒマス、
〔氏名點呼ヲ行フ〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 氏名點呼ノ結果ヲ御報告ニ及ビマス、出席總數百四十五、可トスル議員九十六、否トスル議員四十九、依ッテ第二讀會ヲ開クコトニ決シマス、

○松本鼎君 唯今此議案ガ議定セヌ以上ハ第二ノ議案ニ移ルコトガ出來マセヌカラ此議案ハ直ニ第二讀會ヲ開クコトナ...

○男爵小松行正君 賛成ヲ致シマス、
○若尾逸平君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 議事日程ヲ變更シテ直ニ第二讀會ヲ開クト云フ松本君ノ動議ニ賛成ノ諸君ニ起立ヲ請ヒマス、
起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、直ニ第二讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省略致シマス、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、
起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、
○子爵平松時厚君 直ニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス、

○松本鼎君 賛成、
○子爵林友幸君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 平松子爵ヨリ議事日程ヲ變更シテ直ニ第三讀會ヲ開ク、此動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、
起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、直ニ第三讀會ヲ開キマス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、直ニ第三讀會ヲ開キマス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、直ニ第三讀會ヲ開キマス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、直ニ第三讀會ヲ開キマス

ス、朗讀ハ省キマス、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、
起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数ト認メマス、本案ハ可決セラレマシテゴザイマス、次ニ甲、豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス、特別委員長報告、

〔公爵近衛篤磨君演壇ニ登ル〕

○公爵近衛篤磨君 諸君、本案ハ敷設法ノ豫定線ノ中ニアリマスル東京府下上野ヨリ千葉縣下千葉佐倉ヲ經テ銚子ニ至ル鐵道線ヨリ分岐シテ木更津ニ至ル鐵道線中千葉縣下千葉ヨリ曾我町ニ至ル鐵道、斯ウ云フノト夫レカラ福岡縣下久留米ヨリ山鹿ヲ經テ熊本縣下熊本ニ至ル鐵道線中熊本縣下山鹿ヨリ植木ニ至ル鐵道、是レデアリマスルガ此線路ハ東京ノ即チ上野ヨリ千葉ノ方ヘ参リマスル總武鐵道ト云フモノガアリマシテ、又千葉カラ少シ離レタ曾我町ト云フ所ヨリ大網ト云フ所ニ至ルマデノ小鐵道會社ガアリマス、是レハ房總鐵道會社ト云フノデス、然ルニ此總武鐵道ノ線路ハ千葉マデ参リマシテ夫レカラ少シ千葉ノ町ト曾我町トノ間僅カ三哩程ノ所ガ切レテ夫レカラ又大網町マデ行ク線路デアリマスカラ連絡ヲ付ケルコトガ出來ヌコトニナッテ居リマス、然ルニ豫定線ニハ千葉カラ曾我町ナドヲ經マシテ木更津マデ行クト云フ豫定線ニナッテ居リマスルカラシテ、丁度此房總鐵道ガ出願ヲシテ此連絡ヲ付ケル丈ケノ所ヲ敷設シタイト斯ウ云フデアリマス、夫レデ無論此連絡ガ付カナケレバ其效ヲ奏サナイモノデアリカラシテ無論是レハ許可スルコトガ宜カラウト斯ウ云フコトニ委員會ハ極マリマシタ、又其次ノ「福岡縣下久留米ヨリ山鹿ヲ經テ熊本縣下熊本ニ至ル鐵道線路中熊本縣下山鹿ヨリ植木ニ至ル鐵道、是レモ丁度同ジ様ナ譯デアリマシテ比較線中ニ當ル所デアアルノデス、其一部分ヲ敷設シタイト云フ請求ノ即チ私設鐵道會社デアリマス、是レモ到底其線路ヲ延長シテ豫定線ニ在ル通りノ線路ニシナケレバナヌノデアリマス、夫レデ其會社ガ其一部分ダケ引受ケルト云フノデアルカラ別段差支ハアルマイ、然ルニ之ヲ許可スルニ附イテハ一ノ條件ヲ付ケテ置カケレバナラヌノデ、其條件ハ此法案ノ後ニ在リマスル通りニ若モ豫定線ノ本線路ヲ全部ヲ敷設スルト云フ場合ガ起ッタ時分ニ此鐵道會社ガ即チ千葉カラ曾我町マデ往クト云フ三哩程ノ線路並ニ山鹿カラ植木ニ往クト云フ様ナ線路モ若モ政府ガ此豫定線全部ヲ敷クナラバ其建設ノ實費ヲ以テ買上ゲル、又ハ大鐵道ガ起ッテ豫定線全部敷クコトニナレバ其實費ヲ以テ賣渡サシメルト云フ、斯ウ云フ條件ヲ付ケテ、餘リ小鐵道會社ガ起ッテ色々混雜ナ手續ノ掛ルコトノナイ様ニ豫防スルタメニ此條件ヲ付ケテ許可スルト云フノハ最モ然ルベキ

コトト思フノデ、委員會テハ全ク通過セシメルト云フコトニ決シタノデゴザイマス、此段ヲ御報告致シマス、

○尾崎三良君 此案ハ單簡ナ案デモゴザイマスルシ、段々レマデモ諸君モ御承知ノコトデアリマスカラ是レハドウカニ讀會ニ讀會ノ順序ヲ履マズシテ夫ノ規則ニ在リマスル通り省畧シテ議決ニナラムコトヲ希望致シマス、ドウカ諸君モ御贊成下スツテ其事ニナレバ排取ガ宜カラウト思ヒマス、

○山川浩君 政府委員ニチヨツト質問ガアリマス、私設鐵道ヲ許スニハ政府ニ於テ大凡金額ノ制限ヲ立テテ許可セラレルノデアリマスカ、又ハドノ線デモ願出レバ許スト云フ御考ヘカチヨツト……

○政府委員(松本莊一郎君) 山川君ニ御答ヘテ申上ゲマスルガ別段ニ制限ハ立テテハゴザイマセヌ、

○山川浩君 然ラバ此鐵道熱ニ浮カサレテ澤山請願者ガ出ルトスルト皆政府ハ經濟上ノコトヲモ顧ミズ出願スレバ夫レニ對シテハ許スト云フ御考ヘデアリマスカチヨツト……

○政府委員(松本莊一郎君) 出願サヘスレバ許スト申ス次第デハゴザイマセヌ、法律ニ照シマシテ尙ホ實際ノ調査モ一通リハ致シマシテ、サウシテ差支ノナイモノト認メマスル分ハ許スト云フ考ヘデアアルノデゴザイマス、

○山川浩君 差支ナイト云フハ唯其線路ヲ敷設シテモ別ニ他ノ妨害ニハナラヌト云フコトナノデアリマスカ、又ハ經濟上ニモ差支ガナカラニヤ、又其會社ノ是レナラバ成立シテ往クト云フコトマデモ合ンダ差支ナイト云フコトデスカ、ドツチデアリマスカ、

○政府委員(松本莊一郎君) 差支ノナイト申シマスノハ即チ私設鐵道條例ニ既設ノ鐵道ノ妨害トナルモノ若クハ地方ノ狀況未タ鐵道ノ敷設ヲ要セズト認メル場合ニハ許サヌト云フコトガゴザイマス、明ニ既設ノ鐵道ノ妨害ニナル即チ並行線ヲ敷設シヤウト云フ時ニ是レハ許サヌト云フコトデゴザイマス、地方ノ狀況未ダ鐵道ノ敷設ヲ要セズト認メルト云フノハ是レハ随分ムツカシイ話デアリマシテ、何レ鐵道ヲ目論見マシテ其ノ敷設ヲ出願スル場合ニハ其地方デハ無論必要ト認メテ願出スモノガ多イノデアアル、然ルニ是レハ未ダ敷設ヲ要セヌモノデアアルト云フコトヲ單ニ臆測ヲシテ許サヌト云フコトハムヅカシウゴザイマスカラ、即チ實狀ヲ調査シテ鐵道ヲ拵ヘテモ之ヲ利用スル客ナリ貨物ナリガ出ナイカラ到底鐵道ヲ作ル所デナイト云フコトニナレバ即チ夫レハ敷設ヲ要サナイモノト認メルノデアリマス、併シサウ云フコトハ餘リ澤山ハアリマセヌ、或ハ競争線デゴザリマセヌデモ餘リ小サイ所ハ拵ヘタ所デ利益ハ夫レ程ニハアルマイト云フコトガ即チ調査ノ結果デ今申上ゲル如ク分リマスレバ即チ敷設ヲ許サヌコトガアリマス、夫レ等ノ差支ガアリマ

セヌデ他ニ何モ障ル所ガナケレバ夫レハ許シテヤルコトニナツテ居リマス、

○山川浩君 議長……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 未ダ御質問ガアリマスカ……山川君、

○山川浩君 經濟ノコトニ附イテ政府委員ニ質問致シタイ、過日質問シタ時分ニ此鐵道ト云フモノハ凡何箇年間位デ成就スル見込カト云フ質問ニ對シテ政府委員ハ何年ト云フコトモ限ラヌガ或ハ五年デ出來ルモノモアラウシ或ハ八年デ出來ルモノモアラウシ、モウ少シ年限ヲ費スモノモアラウト云フコトデアリマシタガ、此私設鐵道ニ許ス金額ト云フモノハ凡ソ八千萬圓ニ近イ金額デアリマスガ、之ヲ八年モ九年モ固定資本ニシテ置イテ經濟上ニ恐慌ヲ起スコトハアリマセヌカ、

○政府委員(松本莊一郎君) 唯今ノ御尋子ハ八千萬ニ近イモノチ……許シテモ恐慌ハ起ラヌデアラウカト云フコトデアッタト思ヒマスガ……

〔山川浩君「左様デアリマス」ト述ブ〕

是レハ將來ノ見込ニ屬スルコトデアリマスカラ固ヨリ豫言スルコトハ甚ダ難カラウト思ヒマス、過日モ申シマスル通り獨リ鐵道事業ノミナラズ他ニ續々種種ノ事業モ起リマスカラ、必ズ經濟社會ノ常トシテ非常ニ盛況ニ達スルモノハ何レ其次ニハ再ビ景氣ガ衰ヘル順番ガ來ルダラウト思ヒマス、併シ幾ラ政府ガ許シマシテモ經濟社會ノ狀況ガ許サヌ場合ニハ株主ガ株金ノ募集ニ應ジマセヌカラ一旦休マシテ又再ビ景氣ノ直リマシタ時ニヤルコトトハ何分人爲デ防グコトハ出來ヌト考ヘマス、

○男爵小澤武雄君 尾崎君ヨリ讀會ヲ省略シタイト云フ動議ガ出マシタガ夫レニ贊成致シマス、

○箕作麟祥君 少シ質問致シタイ、此甲號ノ案ダケハ衆議院デ修正シタ所ガアリマスガ大分意味ガ違ッテ居ル様デアリマスガ、是レハ固ヨリ政府委員ニ於テモ衆議院ノ修正ニ強テ御不同意ハナイト思ヒマスガ、意味ハ少シ違ッタ様デスガ是レデ差支ハナイノデスカ、

○政府委員(松本莊一郎君) 唯今御質問ノ通りデアリマス、意味ハ少シ違ッテ居リマスガ夫レデ事實差支ナイ見込デアリマス、

〔箕作麟祥君「何ダカ分リマセヌ……違ッテ居ラナイノデスカ」ト述

是レデ間ガナイ見込デアリマス、

○男爵本田親雄君 尾崎君ノ讀會ヲ省畧スルト云フコトニ贊成致シマス、

○子爵酒井忠彰君 本員モ尾崎君ノ說ヲ贊成致シマス、

○子爵大久保忠順君 尾崎君ノ說ニ贊成致シマス、

○村田保君 本員モ贊成致シマス、

○子爵山内豐誠君 本員モ賛成、

○子爵由利公正君 本員モ賛成、

○若尾逸平君 本員モ尾崎君ニ賛成致シマス、

○中島永元君 本員モ尾崎君ニ賛成致シマス、

○周布公平君 本員モ尾崎君ニ賛成致シマス、

○武井守正君 賛成、

○小原重哉君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 尾崎君ヨリ讀會順序省略ノ要求ガゴザイマス、即チ出席總數三分ノ二以上ノ多數ニ依ッテ可決致サレマスコトデゴザイマス、尾崎君ノ要求ニ係ル讀會順序省略ノコトニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 三分ノ二以上ト認メマス、讀會ノ順序ハ省略セラレマシタ、……原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 過半数デゴザイマス、即チ本案ハ可決セラレマシテゴザイマス、次ニ(乙)豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案、第一讀會ノ續ヲ開キマス、特別委員長報告、

〔公爵近衛篤磨君演壇ニ登ル〕
○公爵近衛篤磨君 此乙號ノ議案ハ同ジク私設鐵道會社ノ出願ヲ許可スルヤ否ヤト云フコトデアリマスルガ、其第一ノ新潟縣下新津ヨリ福島縣下若松ヲ經テ白河本宮近傍ニ至ル鐵道、是レハ先刻來頻ニ議論ノアリマシタ所謂若越鐵道デアルノデ、先刻モ大畧申上ゲマシタ通り軍用鐵道トシテ上越鐵道ヨリモ寧ロ此方が都合ガ好イト云フ政府委員ノ説明モアリ、委員會ニ於キマシテハ夫レヲ認メマシテ之ヲ取ルト云フコトニ致シマシタ、其次ハ笹山ヲ經テ京都府下舞鶴又ハ園部ニ至ル鐵道若クハ兵庫縣下土山ヨリ京都府下福知山ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線中兵庫縣下生野ヨリ和田山ヲ經テ京都府下綾部ニ至ル鐵道、是レハ生野ト申ス所ニハ姫路カラ播但鐵道ト云フモノガアリマシテ已ニ敷設ニナツテ居リマス、其線路ヲ和田山ト申ス所マデ延長チスルノデアリマシテ、是レハ播但鐵道カラ願チ出シテ居ル、夫レカラ又一方ニハ彼ノ京鶴鐵道ト云フノガアツテ京都カラ舞鶴ノ方ヘ參ル鐵道ガアリマス、其線路中綾部ト云フ所カラ分レテ和田山ニ出テ即チ其播但鐵道ノ延長シタ所ノ生野カラ和田山ニ行クト云フ線路ニ合スルト云フ都合デゴザイマス、夫レデ京鶴鐵道ガ極ッテカラデナイトハッキリ極リマセヌ様ナ譯デアリマスガ、是レハ既ニ京

鶴鐵道ト云フモノハ比較線中デ採用スルト云フコトニ昨日決議ニナッタコトデアリマス、夫レガ出來タ以上ハ三丹地方ノ便利ヲ開クタメニ最モ必要デアルト云フ點カラシテ是レモ委員會ニ於キマシテ、採用スルトコトニナリマシタ、夫レカラ第三ニ福岡縣下飯塚ヨリ原田ニ至ル鐵道、是レハ筑豊鐵道會社カラ出願チシテ居ルモノデアアルサウデゴザイマス、此線路ハ九州鐵道ト或ル一部ノ筑豊鐵道トノ聯絡ヲ付ケルタメノコトデ運輸上誠ニ便利チモノデアアルト云フノデ全ク其簡單ナル理由チ以テ是レモ委員會ニ於キマシテ採用スルト云フコトニ決シマシタ、是レ丈ケナ……

○田中芳男君 聊カ政府委員ニ御尋子ヲ致シタウゴザイマス、一向地名ヲ見マシテモドコノ邊カ分リマセヌコトガ多ウゴザイマス、併シ唯今ノ案ノ第一ノ所ニハ福島縣若松ヲ經テ白河若クハ本宮近傍ト云フコトガアリマス、此白河本宮ト云フ所ハ本員モ粗ニ承知シテ居リマスガ、若シ宿驛ノ白河ナラバ本宮トハ餘程間ガ隔ッテ居リマスルガ、是レハ白河若クハ本宮ト云フ様ナ意味ニ見エマスガ、或ハ又他ニ理由ガアッテ十里モ隔ッテ居ル所チ……一ツニ書カレマシタノハドウ云ウ譯デアリマスカ何ヒタウゴザイマス、

○政府委員(鈴木大亮君) 御答ヘチ申上ゲマス、是レハ敷設法ニゴザイマスル文字ヲ直チ移シテアルノデゴザイマス、實際ハ岩越線ト申シマスノチ私設ヲ願ッテ居リマス、夫レハ郡山カラ若松ヘ出テ參ル、之ヲ敷設シマスルトキニハ鐵道線路ハ郡山ニナリマス見込デゴザイマス、

○尾崎三良君 此案モ前ト同様讀會チ省略シテ決セラレムコトヲ希望致シマス、

○森山茂君 賛成、

○子爵五條爲榮君 賛成、

○周布公平君 尾崎君ニ賛成、

○武井守正君 尾崎君ニ賛成、

○子爵由利公正君 賛成、

○小原重哉君 賛成、

○前田獻吉君 賛成、

○男爵榎村正直君 賛成、

○南郷茂光君 賛成、

○男爵中川興長君 賛成、

○湯地定基君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 尾崎君ノ讀會省略ノ要求ハ即チ定規ノ賛成ガゴザイマス、讀會省略ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、
起立者 多數

(甲)豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案 第一讀會ノ續ニ確定シタ
(乙)豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案 第一讀會ノ續

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 三分ノ二以上ト認メマス、依ッテ讀會ハ省察セラレマシタ、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 過半数デゴザイマス、本案ハ可決セラレマシタ、次ニ(丙)豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ關スル法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス、特別委員長報告、

〔公爵近衛篤磨君演壇ニ登ル〕

○公爵近衛篤磨君 此丙號ニ掲ゲテアル線路ハ總計九本デアリマス、此線路ニ付キマシテハ一々簡單ニ其理由……委員會ノ採擇シタ理由ヲ申上ゲマス、新潟縣下直江津ヨリ新潟及新發田ニ至ル鐵道、是レハ先刻ノ比較線決定ノトキニ理由ヲ十分……十分デモアリマセヌ不完全デアリマシタガ申上ゲテアリマスカラ今更重複スルノ必要ハナイ、是レハ私設鐵道ニ許スト云フコトヲ政府委員カラ説明ガアリマシタ、夫レカラ第二ニ京都府下京都ヨリ舞鶴ニ至ル鐵道ト云フノハ是レハ矢張り土山トノ比較線デアッテ京鶴線ヲ取ルト云フコトニ昨日其理由ヲ申上ゲテ置イタ筈デゴザイマス、デレモ私設鐵道ニシテ敷設ナスルト云フコトハ其節ニ御論ガアッテ御承知ノ筈ト考ヘマス、夫レカラ其次ニ奈良縣下高田ヨリ五條ヲ經テ和歌山縣下和歌山ニ至ル鐵道線中五條ヨリ和歌山縣下和歌山ニ至ル鐵道、是レモ昨日比較線ノ中デ此方ヲ取ルト云フコトニ決定シタ線路デアリマスガ、其中大阪ヨリ高田ニ至ルマデハ大阪鐵道ガ掛ッテ居リマス、是レハ既ニ運轉ヲ始メテ居ル、夫レカラ高田ヨリ五條マデハ南和鐵道ト云フ小サナ鐵道ガアッテ已ニ是レハ出願濟ミデ工事ニ著手ナシニ居ルサウデアリマス、夫レカラ先キ五條カラ和歌山マデハ紀和鐵道ノ名義ヲ以テ私設ヲシタイト云フコトデアリマス、夫レデ此議案ニハ高田ヨリ五條ヲ經テ和歌山ニ至ル鐵道ト云ウテアリマスガ、此中高田ヨリ五條マデハ已ニ許可ニナッテ夫レカラ先キ五條カラ和歌山マデ敷設シタイト云フノデゴザイマスガ、是レモ已ニ比較線ガ決定シテ居ル譯デアリマスカラ、無論採用シテ宜カラウト云ッテ取ルコトニナリマシタ、夫レカラ福井縣下敦賀ヨリ石川縣下金澤ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道線路ヨリ分岐シテ石川縣下七尾ニ至ル鐵道、是レハ豫定線ノ内ニ在ル線路デアリマシテ……何ト云フ所ダカチヨット忘レマシタガ或ル宿驛カラ岐レテ七尾ヘ行クト云フ鐵道デアリマス、是レモ勿論私設鐵道ノ願デ相當ノモノト認メルト云フコトデアリマスカラ許可シテ宜カラウト云フコトデ之ヲ決シマシタ、夫レカラ其次ニ東京府下上野ヨリ千葉縣下千葉佐倉ヲ經テ銚子ニ至ル鐵道線中千葉縣下佐倉ヨリ銚子ニ至ル鐵道、是レハ前ニモチヨット申シタ總武鐵道ノ線路デアリマス、

是レ亦相當ノ鐵道ト認メタノデアリマス、其他ハ茨城縣下水戸ヨリ福島縣下平ヲ經テ宮城縣下岩沼ニ至ル鐵道、是レハ日本鐵道會社ガ願ヲ出シテ居ルノダサウデゴザイマス、一方ニ日本鐵道會社ノ線路ガ已ニ運轉ヲシテ居ル、殆ド並行ノ形ヲ成シテ居リマスルガ、ズット海岸ノ方ヲ通ッテ水戸カラ海岸ノ平坦ナ隨分可ナリノ都會ノ所ヲ經テ岩沼ト云フ所マデ出ヤウト云フ斯ウ云フ線路デアリマス、是レモ最モ宜イ線路デアルト云フノデ是レモ採擇スルコトニナリマシタ、夫レカラ奈良縣下奈良ヨリ三重縣下上柘植ニ至ル鐵道、是レハ關西鐵道デ敷設スル、即チ大阪鐵道ト今日マデ敷設ニナッテ居ル關西鐵道トノ聯絡ヲ附ケルト云フ鐵道デアアル、其次ハ兵庫縣下姫路ヨリ生野若クハ笹山ヲ經テ京都府下舞鶴又ハ園部ニ至ル鐵道若クハ兵庫縣下土山ヨリ京都府下福知山ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線中兵庫縣下谷川ヨリ笹山及谷川ヨリ京都府下福知山ニ至ル鐵道、是レハ所謂阪鶴線ノ一部分ニ當ル所ノ鐵道デアリマシテ、是レハ矢張り比較線ノ部分ニ這入ッテ居リマスルカラシテ此分丈ケナ出願ヲ致シタ譯デアリマス、是レモ相當ノ鐵道デアルト云フノデアリマシテ委員會デ採擇スルコトニナッタノデアリマス、夫レカラ一番任舞ニナリマシテ福島縣下福島近傍ヨリ山形縣下米澤及山形縣下酒田ニ至ル鐵道、是レモ委員會ニ於テ相當ト認メテ可決シタ譯デアリマス、私ノ報告ハ甚ダ理由ニ乏シイノデアリマスカラ是レハ委員會ノ多數デ決シマシタノデアリマシテ、其理由ニ於キマシテ委シイコトヲ述ベルコトハ出來マセヌノデアリマス、尤モ極短イ時間ニ調査ヲシタノデアリマスカラ十分ニ説明ヲ與ヘルコトハ出來マセヌカラ、若シ御質問ガアツタラドウゾ政府委員ニ御尋子ヲ願ヒタイ、

○子爵曾我祐準君 政府委員ニ質問ヲ致シマス、本員ハ此審査委員ノ一人デゴザイマシタケレドモ不幸ニシテ餘儀ナイコトデ缺席ヲ致シマシタ、殊ニ此案ノトキニハ殆ド全ク缺席ヲ致シマシタ、僅ニ後ト先キニ出席ハ致シマシタガ大部分ハ缺席ヲ致シマシタ、夫レデ質問ヲ致シタイコトヲ缺イテアリマスカラ依ッテ此席デ更ニ質問ヲ致シマス、此案ハ澤山箇條ヲ列記シテアリマスカ何ノ必要ガアッテ列記ニナリマシタノデアリマスカ、九ツ列記シテアリマスカ此中ニ就テ本員ハ賛成ヲシタイノモアレバ或ハ削除シタイ即チ宜シクナイト思フノモアリマス、成ル程多數ノ賛成ヲ得ルニハ他ノ關係ノタメ言ハハ列記シテアル中、此線ガ成立テタイト思フニ依ッテ例ヘバ第二ニハ賛成シナイガ第一ニ賛成スルト云フ如ク全體ノタメニ餘儀ナク賛成シナケレバナラヌト云フノデ列記シタノデモアルマイガ、ドウ云フ譯デアリマスカ、夫レヲ何ヒタウゴザイマス、

○政府委員(鈴木大亮君) 唯今曾我子爵ノ御尋子デゴザイマスカ別ニ趣意

ハゴザイマセヌ、議會ノ協賛ヲ求メマスルト云フコトカラ致シマシテ鐵道會
議ニ諮問シテ、諮問案ノ出來タモノカラ先キニヤリ、諮問ガ終ヘルニ從ッテ
内閣ニ送ツタノガ此ニ現レテ來ル手續ニナリマシタ、夫レデ既ニ確定ニナリ
マシタ私設鐵道モ一緒ニ書現シテ宜カッタモノデアリマスガ、詰マリ鐵道會
議ノ諮問會ヲ經マシテ内閣ニ提出シタ所ノ順序デ是レニナリマシタ譯
デ、一向趣意モ何モ無イ、諮問會ニ出シマシタ結果ガ斯ノ如キ形ヲ現シマシ
タ譯デアリマス、

○馬屋原彰君 此法律案モ前議案ト同様ニ、議會ノ省畧ヲ希望致シマス、

○原忠順君 贊成、

○前田獻吉君 贊成、

○湯地定基君 贊成、

○角田林兵衛君 贊成、

○山田卓介君 贊成、

○小原重哉君 贊成、

○若尾逸平君 贊成、

○南郷茂光君 贊成、

○子爵酒井忠彰君 贊成、

○澤簡德君 贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 馬屋原君ヨリ議會省畧ノ動議ガアリマシテ定
規ノ贊成ガゴザイマシタ、議會ヲ省畧スベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 三分ノ二以上ト認メマス、議會ハ省畧ニナリ
マシタ、……原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 過半数デゴザイマス、本案ハ可決セラレマシ
テゴザイマス、

○公爵近衛篤磨君 私ハ此際緊急動議ヲ提出シタイ考ヘデゴザイマス、夫
レハ別ノコトデアリマセヌガ、兼テ決算議定細則ヲ設クルノ動議ト云フモ
ノヲ提出シテ置キマシタガ、是レハ早ク片ヲ付ケマセヌト委員ノ者ガ困リマ
ス譯デゴザイマス、議事日程ノ變更ヲ願ッテ玆デ議シタイト思ヒマス、付テ
ハ是レハ政府ノ同意ヲ求メナケレバナリマセヌト思ヒマスカラ、滿場ニ御諮
リニナリマシテ其手續ヲナサレムコトヲ希望致シマス、

○子爵谷干城君 近衛公爵ノ説ニ贊成致シマス、

○男爵榎村正直君 贊成、

○子爵林友幸君 近衛公爵ニ贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 近衛公爵ヨリ決算議定細則ヲ設クルノ動議ニ
附イテ議事日程ヲ變更シテ直ニ議シタイト云フ、此決ヲ採リマス、近衛公爵
ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 過半数ト認メマス、依ッテ政府ノ同意ヲ求メ
マス、

〔政府ノ同意ヲ求ム〕

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 政府ノ同意ヲ得マシテゴザンスニ依ッテ是レ
ヨリ決算議定細則ヲ設クルノ會議ヲ開キマス、是レハ條數モゴザイマスカラ
提出文ノミ朗讀致サセマス、

〔有賀書記官朗讀〕

決算議定細則ヲ設クルノ動議

右提出候也

明治二十七年五月二十六日

發議者 公爵 近衛 篤磨

贊成者 子爵 谷 干城

貴族院議長侯爵蜂須賀茂詔殿

〔左ノ案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ此ニ掲載ス〕

決算議定細則案

第一條 本院ニ於テ決算ヲ受取リタルトキハ議長ハ之ヲ議院ニ報告シ及印
刷シテ之ヲ各議員ニ配付スヘシ

第二條 決算委員ハ數科ニ分割シ各科ニ主査ヲ置クヘシ

第三條 決算委員ノ各科ニ於テハ付託セラレタル決算各部ノ審査ヲナスヘ
シ

第四條 決算委員ノ各科ニ於テ審査終リタルトキハ主査ヨリ其ノ結果ヲ委
員長ニ報告スヘシ

第五條 前條ノ審査報告アリタルトキハ決算委員會ヲ開クヘシ

第六條 各科ノ主査ハ決算委員會ニ於テ其ノ科ニ於ケル審査ノ報告ヲナシ
併セテ其ノ説明ノ責ニ任スヘシ

第七條 決算委員會ニ於テハ異議アル收支ノ款項ニ限り之ヲ議題トナシ其
ノ異議ナキ款項ハ總括シテ之ヲ議決ニ付スヘシ

第八條 決算委員會ニ於テ其ノ決算ヲ至當ナリト決スルトキハ其ノ旨ヲ議
長ニ報告スヘシ

第九條 決算委員會ニ於テ其ノ決算中違法又ハ不當ノ收支アリト認ムルト

キハ其ノ決議案又ハ上奏案ヲ具ヘテ議長ニ報告スヘシ

第十條 決算委員長ノ報告アリタルトキハ議長ハ之ヲ印刷シテ之ニ各議員

ニ配付シ其ノ會議ヲ開クヘシ

第十一條 決算ノ會議ニ於テハ決算委員長ノ報告ヲ議題トナスヘシ

〔公爵近衛篤磨君演壇ニ登ル〕

○公爵近衛篤磨君 過日日本員等ガ決算委員ニ選バレマシテ直ニ決算ノ調査

ニ著手スル積リデアリマシテ打寄ツテ相談ヲ致シマシタ所ガ何分此決算ノコ

トニハ憲法ノ明文ガ示スノミデアリマシテ其他ニハ會計法デ是レモノ

ハ會計検査院ノ報告ト共ニ議院ニ提出スルトカ或ハ會計検査院ノ官制ノ中ニ

少シ書イテアル丈ケ位ノコトデアリマシテ更ニ決算委員ト云フモノヲ置キマ

シタ所ガ取調ベナスル方針ノ立テ方ガナイノデゴザイマス、夫レニ附キマシ

テハ決算ノ調査ヲスル議院ノ權能ハドノ位ナモノデアラウカ、夫レヲ議スル

手續等モ凡ソ決メテ置カナケレバナラヌト云フ論モ出マシタガ、幸ニ衆議院

ニ於キマシテハ其ノ時分ニ決算委員ノ……決算ヲ議スル議院ノ權能ト云フモ

ノナ意見ノ様ナモノヲ書イテ出シタ人ガアリマスト云フコトデ、夫レニ倣ッ

テ一ツサウ云フモノヲ書イテ見ヤウカト思ヒマシタガ、本院ノ決算委員ノ考

ヘデハサウ云フモノハ善カヌ方ガ宜カラウ、サウ云フモノヲ拵ヘルト云フト

却ッテ自ラ議院ノ權利ヲ狭ムル様ナ拘束スル様ナ嫌ガアリマスルカラ寧ロ夫

レヨリハ、ソナモノヲ拵ヘナイデ手續ダケノモノヲ拵ヘタ方ガ宜カラウト

云フコトデ、委員中更ニ起草委員五名ヲ拵ヘマシテ草案ヲ起シ、夫レニ依ッ

テ委員會デ決議シタノガ即チ此細則案デアリマス、是レハ何ニ依ッテ斯ウ

云フモノヲ拵ヘタカト申シマスルト、初期ノ議會ノ時ニ豫算議定細則ト云フ

モノヲ豫算委員ガ編製ナシテ、サウシテ豫算委員長ガ勸諭者トナッテ議場ニ

提出シタ先例ガアリマスノデ、夫レノ例ニ倣ッテ矢張り決算委員ノ中デ決算

ノ議定細則ト云フモノヲ決算委員ノ中カラ拵ヘテ出シタラ宜カラウト云フコ

トデ即チ之ヲ拵ヘマシタ、夫レデ早ク是レガ決議ニナリマセヌト云フト決算

ノ審査委員ガ困リマスカラ唯今議事日程ノ變更ヲ請求シタノデアリマス、此

本文ハ一々理由ヲ申上ゲマスルマデモ無ク唯讀ンデ字ノ如ク別ニ説明ヲ要ス

ルコトハナイノデアリマス、唯第八條第九條ノ所デアリマス、「決算委員會

ニ於テ其決算ヲ至當リナト決スルトキハ其旨ヲ議長ニ報告スヘシ」決算ノ全

部ヲ至當ト認メタナラバ直ニ其事ヲ決算委員長カラ議長マデ報告ナスル、若

モ決算ノ中ニ違法ノ支出ガアリ或ハ不當ノ收入支出ガアルト認メマシタトキ

ニハ其決議案ト云フモノヲ具ヘテ、或ハ又重大ナル問題デアルナラ上奏案ヲ

拵ヘテ委員會カラ議場ニ提出スルト云フコトガ必要デアラウ、是レデ以テ大

體議院ノ權利ト云フモノハ明ニ分ツテ居ルノデアリマスカラ斯ウ云フトニ

シテ置イタナラバ別ニ更ニ法律ヲ設ケ規則ヲ拵ヘルニ及バヌ、唯上奏ノ權ヲ

議院ガ持ツテ居ル以上ハ其權ヲ以テ違法又ハ不法ノ支出デアルト認メタナラ

バ其處分ナスルガ宜イト云フコトニ決シマシタノデゴザイマス、夫レカラ少

シ前ニ立戻リマスガ、第七條ノ決算委員會ニ於キマシテハ異議アル收支ノ款

項ニ限リ之ヲ議題ト爲ス、何分浩瀚ナモノデアリマスルデ、段々各科デ調査

ナシタ上デ此分ハ不當ノ收入デアアル、或ハ不當ノ支出デアアル、或ハ違法ノ支

出デアルト云フ様ナコトヲ認メタトキハ其款項ノミヲ議題トシテ、其外疑ノ

ナイ所ハ總括シテ一ノ問題トシテ議決ニ付スルト是レハ委員内ノコトデアリ

マスガサウ云フコトニシタラバ宜カラウト云フコトニナツタ、夫レカラ決算ノ

會議ガ議場ニ上リマシタ場合ニハ第十一條ニ書イテアリマスガ決算委員長ノ

報告即チ此第八條第九條ノ明文ニ依ッテ決算委員長カラ報告シタモノヲ議題

トシテ議場デ議スルト、斯ウ云フコトニシタイト云フ考ヘデ、斯ウ云フ案文

ヲ作ッテ見タノデアリマス、尙ホ御疑ヒノ點ガアレバ質問ヲ願ヒマスルシ尙

ホ足ラザル所ハ御修正ヲ願ヒタウゴザイマス、

○男爵小松行正君 チヨット質問ヲ致シマス、委員長近衛公爵ニチヨット

伺ヒタイ、第二條ニ「決算委員ハ數科ニ分割シ各科ニ主査ヲ置ク」トゴザイマ

ス、是レハ手續上ニ御入レニナラヌト決算ヲ議スルニ……

○公爵近衛篤磨君 ドウモ少シ聞エ兼子マスガモ少シ大キナ聲デ願フ譯ニ

ハ行キマスマイカ、

○男爵小松行正君 大聲ニ申シマス「數科ニ分割シ各科ニ主査ヲ置クヘシ」

ト云フ條ガゴザイマス、是レハ此條ヲ拵ヘテ置カナケレバナラヌト云フ理由

ガ何カゴザイマスルカ、

○公爵近衛篤磨君 是レハモウ別段ニサウ云フ理由ト云フ程ノモノハナイ

ノデスガ勿論斯ウ云フノガアレバ便利デアラウ、總體二十七人ノ決算委員ガ

悉ク寄ッテ調査ナスルト云フコトハ甚ダ面倒デアアルカラ各科ニ分子テ科デ受

持ッテ調査シテ委員會ノ總會ニ掛ケルト云フコトガ便利デアラウト云フ考ヘ

カラ來タノデアリマスシ又例モアルノデス、即チ豫算ニモ科ヲ分ケテ居ルコ

トガアリマスシ、請願ニモ科ヲ分ケルト云フコトヲシテ居リマス、是レハ故

ラニ細則ニ書カ子バナラヌト云フコトハナイノデアリマス、是レハ委員會ノ

便宜デ出來ルノデアリマスガ豫算案議定細則ニ書イテアルカラ其例ニ倣ッテ

書イタノデアリマス、別ニ深イ仔細ハナイノデアリマス、

○男爵小松行正君 私ハ議院法ノ第二十條貴族院規則ノ第四十五條ニ依リ

マスト常任委員ハ主査ヲ互選スルト云フコトガアリマス、夫レデ唯今ノ決算

ヲ御調ベニナル手續上便利上カラ之ヲ御入レニナツタコトデアラウト思ヒマ

マスガ、常任委員デハ主査ヲ置キマシタリ、夫レカラ之ヲ分ケタリスルコトハ規則上自ラ出来マスルコトデアラウト思ヒマス、格別之ヲ援カヌナラヌ必要モアリマセヌガ、併シ出来ルコトナラバ第二條ヲ此ニ掲ゲテ置クニモ及バヌカト思ヒマシテ質問ヲ致シタノデアリマス、

○男爵小澤武雄君 唯今第二條ハ入ルマイト云フ小松男爵ノ御説デアリマスガ敢テ是レガナイ所ガ差支ヘルト云フコトハ勿論ナイノデ、議院法ナリ貴族院規則ナリニアルノデアリマスガ、之ヲ書イタ譯ハ即チ近衛公爵カラ御説明ニナツタ通り豫算ノ議定細則ニ此通りノ文字ガアル、決算ハ丁度豫算ノ結果ニナルモノデアアルカラ大概ナコトハ豫算ノ議定細則ニ據ツタ方ガ宜カラウト云フコトデ出来トルノデゴザアンスルカラ、彼是議院法ヤ何カ引ッ張リ出シテ此事ヲ削ルニモ及バナイト考ヘルノデス、

○男爵小松行正君 唯今小澤男爵カラ削ルニモ及ブマイト云フ御説デゴザリマシタガ、豫算議定細則ヲ見マスルト主査ガ審査スルトハ書イテアリマスガ、併シ數科ニ分ツテ各科ニ主査ヲ置クト云フコトハ規則上極ツタコトデゴザリマスカラ書イテゴザイマセヌ様ニ思ヒマスガ其條文ハ何條ニゴザイマスカ、

○馬屋原彰君 本員モ少シ質問致シタウゴザイマス、此案ハ全體決算委員ニ關係シタ丈ケノモノデアリマセウガ、併ナガラ此案ヲ拜見致シマスルニ即チ此貴族院規則ノ常任委員ノ條ニ彼此對照シテ見マスルト段々必要ナ條ガ此細則ノ中ニハ入レテナイ様ナ感シモアリマスデスガ、此案ハ是レダケノ條ノ外ニ尙ホ委員會ナリ委員ノ權限ナリ委員長ノ權限ナリト云フコトニ付キマシテ是ニ書イテナイ規則ハ矢張り貴族院規則ノ中ヨリ適用スル主意デアリマスカ、將タ此細則丈ケデ全ク特別ノモノデ議院規則ニ依ラヌ即チ決算委員丈ケ是レデヤルト云フ御見込デ出来マシタノデアリマスカ、大體ノ所ヲ承リタイ、

○公爵近衛篤磨君 馬屋原君ニ御答ヘスル前ニ小松男爵ニ御斷リ申シテ置キマス、豫算ノ議定細則ヲ能ク御覽ヲ願ヒタイト思ヒマス、其第四條ニハ何ト書イテゴザイマスカ「豫算委員ノ各科ニ於テハ豫算案各部ノ審査ヲナスヘシ」ト云フコトガアリマスルガ是レデモ豫算委員ノ中ニ各科ヲ置クト云フコトガ書イテナイト云フ御説デアリマスカ能ク御覽ノ上デ御論ヲ願ヒタイ、夫レカラ馬屋原君ニ御答ヘ致シマスルガ尤モ是レハ議院規則ニハ關係ノナイモノデ、勿論議院規則ニ附帶ノモノデアリマセウガ、夫レハ是レマデアアル所ノ豫算案議定細則ト同ジ性質ノモノデアアルト云フコトヲ御承知ヲ願ヒタイ、尙ホ之ニ不足ノ所ガアルト云フ御考ヘガアレバ無論御修正ナサレバ決算委員ニ於テモ無論満足ニ思フノデアリマス、

○男爵小松行正君 唯今近衛公爵ヨリ能ク豫算議定細則ヲ見ル様ニト云フ御示シデゴザイマスカラ能ク見マシタ所ガ「豫算委員各科ノ審査終リタルトキハ主査ヨリ其旨ヲ委員長ニ報告シ委員長ハ豫算委員會ヲ開クヘシ」ト云フコトガ第五條ニゴザイマス、此特ニ決算議定細則ノ如ク「決算委員ハ數科ニ分割シ各科ニ主査ヲ置ク」ト云フ様ニハ書イテナイ、少シ相違ガゴザイマスル、強テ私モ修正説ヲ出シマスル譯デハゴザイマセヌガ其唯今ノ少シ異ナル所ヲ辯ジテ置キマス、

○箕作麟祥君 私ハ第九條ニ少々修正ヲ加ヘタイト考ヘマスル、
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 箕作君ニ御注意致シマスガ唯今ハ大體ノ議論ヲナサルトキデゴザイマス、然ルニ條ノ所ニ入りマスノデアレバ既ニ八條九條ノ所ニハ案ヲ具ヘテ修正案ガ出テ居ルノデゴザイマス、夫レデ先ツ暫ク後トニ御廻ハシニナツタガ宜カラウト思ヒマス、

○箕作麟祥君 宜シウゴザイマス、
○藤村紫朗君 少シ委員長ニ御尋子ナシマスルガ第九條ノ「上奏案ヲ具ヘテ」ト云フコトガアリマス、上奏案ト云フノハ分リマスガ決議案ト云フノガアリマス、決議案ト云フノハドウ云フノデアリマスカ、即チ「收支ノ違法又ハ不當ナリト認ムルトキハ決議案」トアリマスガ不當デアアルカラ夫レニ向ッテ處分スルトカ又ハ承認サレヌトカ斯ウ云フコトデアリマスノデスカ、チヨット伺ヒマス、

○子爵谷千城君 私ハ贊成者ノ一人デアリマスルカラ御答ヘテ致シマス、此決議案ヲ具ヘルト云フノハ此中ニ是レハ成ル程違法デアルトカ決算ノ中ニ法ニハ違ッテ居ルケレドモ併ナガラ夫レハ先ヅ事情已ミテ得ヌ所ガアルカラシテハ其儘ニ許シテ宜カラウ、或ハ又是レハ不當ノ支出デアアルケレドモ如何ニモ是レハ上奏スル程ノ大事デハナイト云フコトデアレバ是レは是レノ條ハ不當ト認メルト云フ丈ケノ決議ヲシナケレバナラヌ、サウスレバ強チ委員ニ於テ見込ヲ著ケタ所ノ或ハ是レハ大ナルモノ小ナルモノ或ハ此箇條ハ是ト認メマシタ此箇條ハ不是デアアルケレドモ恕スルト云フ様ナコトニ付テハドウモ決算ノ箇條ニ依ッテ色々種類ガ分レルト思ヒマス、ソコデ其委員ノ見込ヲ添ヘテ是レハ議院ノ決議ニ止ムベキモノ或ハ是レハ如何ニモ都合ナク支出デアアルカラシテハ遂ニ上奏ナシテ 聖聽ヲ煩シ奉ラナケレバナラヌ、斯ノ如キ不當ノ支出ヲ委員ノミニ止メテ置イテハ後日ノ行政官ヲ監督スル權ヲ攪殺スルト云フ譯ニナルト云フ理窟ニナルカラ是レハドウシテモ上奏セ子バナラヌト云フ様ナコトデアレバ即チ凡ソ其不當ノ支出ト認ムル所ノ理由ヲ明ニ上奏文ニ綴ッテカラニ之ヲ差出ス、夫レカラ本議ニ掛ッテ全院ノ決議ノ上デ之ニハ及ブマイ或ハ宜カラウト御決シニナルト斯ウ云フ様ナ趣意デゴザイマス、

○藤村紫朗君 御答ヘ大抵稍々分リマシタガ決算ノ上ニ附イテ此貴族院
 が如何ニ夫レニ向ツテ處分スルカト云フ所ニ當ル、夫レデ上奏シタラバ宜カラ
 ウト云フ委員ノ考ヘテ持出サレルト云フコトハ無論是レニ限ラズ上奏ノ權ガ
 アリマスルカラ差支ハナイノデアアル、尤モ此決算ニ就イテ上奏スルコトハ餘
 程重イコトダラウト思ヒマス、又此上奏ヲスルデナク決議案ト云フノハ私ニ
 誠ニ分ラヌノデアリマス、決議案ト云フノハサウスト不當ノ支出デアルト
 云フ決議案スルノカ、夫レデ決議ヲシテ貴族院ハ夫レギリニシテ置クノデア
 ルカ、夫レニハ輕重ハアリマセウ、輕重ハアリマセウガ詰マリ決議案ト云フ
 コトガ不當ナ收支デアルト云フコトヲ報告サル、ト例ヘバ議場ハドウシテモ
 不當ノ支出デアルト云フコトヲ決議シテ置クカ云フ疑ガアルノデ……
 ○子爵谷干城君 大體ハサウ云フ理窟デアリマスガ、此支出ト云フコトハ
 不當ノ支出デアルト云フコトヲ議場デ極メテ、極メルト云フコトニテハ何カ
 書イタモノガナクッテハナリマセヌカラ夫レヲ委員デ拵ヘテ持出サウト云フ
 ノデアリマス、丁度は是レハ上奏案ヲ拵ヘテ持出スト同ジ譯デ別ニ意味ハアリ
 マセヌ、

○侯爵醍醐忠順君 谷サンニ少シ御質問ナシタイノデアリマスガ、全ク本
 員ハ本案不案内ノコト故ニ御尋子ヲ申ス譯デ決シテ此條ニ就テ御答立ナスル
 ト云フ様ナ譯ヂヤ強チゴザイマセヌ、我國ニ於テソリヤ一ニ始メテノ、又
 根ツカラ外國ノ翻譯書杯デモ餘リ委シイ手順ガナイ様ナ、一ニ短見ナル故デ
 ゴザイマセウガ、擬此御提出ニナッタノヲ拜見シマスルニ一ニ通りノ手
 順デアラウガ、我が常々信ジテ居ル或ル人ノ憲法ノ釋義ニ依リマスルト少シ
 是レトハ丸デマ一違ウタ様ニ解釋シテ居ル、併シ是レモ我國ノ憲法學者ト雖
 モ夫レハ其人ノ見解、我國ノ此制度ノ立ツノモ是レガ初デアリマスカラ夫レ
 ハドチラデモ宜シイガ、夫レト少シ符合スル所ヲ以テ我輩ガ此憲法ノ解釋上
 ニ於キマシテ後日ノタメニ少シ御質問ナシタイト云フ斯ウ云フ譯デ、夫レニ
 ハ……

〔男爵伊達宗敦君「聞エマセヌ高聲ニ願ヒマス」ト呼ブ〕
 検査院ノ職務ハ會計官吏ニ對スル方ナリ尙ホ帝國議會ニ對スルモノナリト即
 チ明文ニ在ル所謂政府ハ其検査報告ヲ議場ニ提出スベシトノ箇條是レナリ、
 是レハ一ニ是レデ宜シイ、議會ニ提出スル豫算表ノ提出トハ議會ニ於テ之ヲ
 議決スルノ順序ナリ異ニシ豫算表ノ提出トハ議會ニ於テ之ヲ議決スル順序ナリ
 ニスルコト此順序ナリ異ニスル箇條ニ附イテ承リタイノデ……
 ○子爵谷干城君 夫レハ知リマセヌ、其御答ヘハ出來マセヌ、私ノ考ヘテ
 居ル丈ケハ御答ヘテ致シマス、
 ○侯爵醍醐忠順君 夫レデ宜シウゴザイマス、夫レガ所謂御質問デコチラ

ニハ斯ウ云フコトヲ信ジテ居ル、夫レガアナタノ御考ヘトハ違フ、御考ヘト
 ハ違フカ知リマセヌガ唯知ラヌコトヲ尋子ルノデアリマスカラ問フト云フ丈
 ケデ實ノ字ハイラヌ……

○子爵谷干城君 私ノ意思ヲ申上ゲマス、ドウモ其人ノ書イタモノノ説明
 ハ逆モ出來マセヌ、又私モ一向廣ク外國ノコトヲ心得ヌデアリマスカラ此
 法案ニナリマシタノハ大體ノコトハ諸君ノ御寄合ノ上出來タモノデアリマス
 カラ夫レダケノコトハ御答ヘガ出來ル、デ此或ハ九條ニ附イテ不當ノ收支ト
 認メルトキハ決議スル上奏スルト云フコトハ不都合ダ、決シテ斯ウ云フコト
 ナスベキモノデナイト云フ或ハ御考ヘガアルカモ知リマセヌガ、此委員ニ於
 キマシテハドウシテモ斯ウセ子バナラヌト云フ決議デアリマス、ナゼト申シ
 マスニ豫算ト云フモノハ御承知ノ通り眞ノ豫算デ、百萬圓ノコトデアラウト
 思フモノデモ百二十萬圓或ハ百三十萬圓ト云フコトニシテ置カ子バ、キツカリ
 トシテ置イテハドウモ差支ガアルノデアリマスカラ、多少ノ此出入ノアルト
 云フコトハ是レハ仕方ガナイモノデアリマスカラ夫レデ豫算デアリマス、ソ
 コデ豫算ニ喧マシウ言ウテ議論ナシテ置イテモ若シ決算ノ所デ少シモ味吟セ
 ズ、ズツト通ルト云フコトニナリマスレバ例ヘテ申セバ囊ニ物ヲ入レル場
 合ニハ頻リニ小言ヲ言ッテ置キ囊ノ底ニ孔ガ開イテコソコソソソソケルノハ氣
 ナ附ケヌト云フノト同ジデアアル、夫レデ決算ハ誠ニ必要デ例ヘテ申セバ僕ナ
 ラ僕ニ書物ナラ書物ヲ一冊買ウテ來イト命ジテ凡ソ一圓デ足ラウト思ウテ
 一圓渡ス、ソコデ買ウテ來タ、夫レデ何程シタカト云フニ八十錢デ足リマシ
 タトカ或ハ一圓デハ足リマセヌデ一圓二十錢掛リマシタト云フ其決算ト云フ
 モノヲ聞カナイ方ハアルマイト思フ、丁度夫レト同ジコトドドウシテモ其決
 算ハ正シクセ子バナラヌ、夫レ故ニ即チ此帝國ニ於キマシテハ検査院ト云フ
 モノヲ設ケラレテサウシテ検査院ニ精算勘定ヲサセ、夫レカラ検査院デ調ベ
 タモノハ上奏ニナッテ即チ政府ノ決算ト共ニ検査院ノ見込ト云フモノガ御下
 ダニナッテ廻ッテ來テ居ルノデ、ソコデ固ヨリ検査院ノ意見ガ誠ニ政府ノ支
 出ハ當然ノモノデアアル、立派ナモノデアルト云フコトニナッテ議院モ検査院
 ナ十分ニ信ジテ疑ヒナイト云フコトナラバ其儘デ宜シイガ、若シ之ニ反シテ
 算用スベキ役柄ノ者ガ調ベテ見テ此處ニ違算ガアル、例ヘテ申セバ使ニヤツ
 タ者ガ中デ五十錢トカ六十錢トカ取ッテ置イテ實ハ僅カ二十錢シカシナイ
 モノヲ五十錢ニ引上ゲルト云フ様ナコトガアッテ即チ其場合ニ於テ精算勘定
 ナシテ其任ニ當ル會計検査院ガ斯ノ如キ不都合ナモノデアルト云フコトヲ差
 出シテ居ル、サウシテ夫レ共ニ上下兩院ニ廻ッテ來タ時ニドウシマスルカ、
 是非是レハ善イトカ惡シイトカ云フ判斷ヲ下サナケレバナラヌ、夫レハナゼ
 ト云ヘバ初ニ金ヲ出ス權ト云フモノハ上下兩院ニアルノデアアル、夫レデ上下

兩院ノ協議ヲ經テ金ガ出マセヌ、既ニ協議ヲ經テ出シタ金ヲ不都合ナ使ヒ方ナスレバ其不都合ヲ責メルノハ即チ議院ノ權内ニ在ルノデアリマス……

○侯爵醍醐忠順君 其處ヲモ一應伺ヒタイ、ソコナ所ガ肝要ナル質問デアリマス、我輩ノ考ヘデハ議院デ議シテ極メタモノヲ夫レニ違ウテ不法ノ收支ナスルト云フノハ検査院ノ職分ニ在ルコトデナリ、諸官省ノ出入勘定ノ不都合ヲ調べルノガ即チ検査院ノ即チ權限ニ在ル、固ヨリ此兩議院ハ金ノ出入ヲ初ニ豫算ニ就イテ調べルノハ固ヨリデ、夫レヲ極メタコトヲ検査院デ調べルノガ検査院ノ職務權内ト、夫レハ検査院ノ權限ニ再ビ此議院ガ立入ッテ

喙ヲ容レルコトハ我輩ハマ一出來ヌトマ一唯學說上デ信ジテ居ル、之ヲ又再ビ検査院ノ検査ガ如何ト云フコトニナッテ此所デ調べルノガ職任ト云フ様ナ御取調方、我輩ノハ唯検査院ノ取調べノ方法ガ違フカ違ハヌカト云フ總體ニ就イテ取調べテ是レハ違ウテ居ル是レハ違ウテ居ラヌト云フコトハ權限ニ讓ッテセヌコトト斯ウマ一解シテ居ル、ソコノ所ガ論點ノ分カル、所デ、アナタノハ始メ議シタコトト夫レト違ウテ使ニヤッタ者ニ始メ幾ラカノ金ヲ持タシ持ッテ歸ッタモノヲ調べナイノハ不都合デハナイカト云フ様デアリマスガ、是レハ一ト通り御尤デアリマスガ、夫レハ検査院ト云フモノヲ置カレテ其不都合ヲ責メルハ検査院ノ職務ト私ハ信ズル、ソコデ其検査院ノ取調方ノ方法ニ於テ不都合ノコトガアッタナラバ検査院ノ何チ此所ヘ呼出シテ質問スルニ止マルト斯ウ云フ様ナコトニ解釋シテ居ルガ、アナタノハ豫算委員ノ調方ト同ジ様ニナッテ尙ホ夫レニ初ノ調べノ兩院ノ取極メニ違ヘバ上奏マデモスル、又我輩ハ信ズル説ヲ主張シテ質問スル、其處ノ方法ガ少シ違フノ

デ、銘々ノ權ト云フモノガアルモノデアリマスカラ特別ニ検査院ト云フモノハ獨立ノ權ヲ與ヘラレテ居ル、其諸官省ノ勘定ノ不都合ナル所ヲ調べルノハ検査院ノ検査ニ一歩讓ッテ此所デ再ビ此検査ノ何カガ來タトキニハ其検査院ノ調方ノ方法ハ違法デアルカ違法デナイカヲ調べルコト丈ケガ此兩院ノ任デアアル、斯ウ云フ様ニマア解釋シテ居ルノデ、ケレドモ是レハ始メテノコトデモアリ唯マア憲法ニ就イテ信ジテ居ル學說ヲ主張シテ……

○議長(侯爵蜂須賀賀茂詔君) 御質問ノ様ニモ聞エマセヌガ、○侯爵醍醐忠順君 ハイ、マア其點ヲ以テドウ云フナニカ御尋子申スノデ、モウ夫レデアリヤウハ今度新規ニ何デモ此後矢張り豫算ガ出タト同ジ方ニ御調べニナルトモ夫レハ始メテノコト、何デモ豫テ我輩ガ執守シテ居ル理ト少シ大體ガ違ッテ居ルニ依ッテ御質問ヲ致シタイ、

○子爵谷干城君 今ノ醍醐侯爵ノハ御一己ノ決算ニ附イテ御議論デアリマスカラ夫レニ對シテ御答ヘナスルト詰マリ議論ニナリマス、議論ニ涉リマスコトハ避ケマス、夫レハ御意見ノ時ニ向フノ演壇デ御意見ヲ……夫レカラ右

ノ検査院ヲ喚出シテ此處デ調べタラ宜カラウト云フ御説モアリマシタケレドモ是レハ日本ノ憲法政治デハ許サヌ、殘念ナガラ私ナドモサウナリタイト思フガ夫レハ許サナイ、全ク検査院ハ 天皇陛下ニ直隸シタモノデ、殊ニ日本ノ議院法ニ於キマシテハ御承知ノ通り他ノ官省ト議院ガ取り遣リスルコトハ出來ナイ、ドウシテモ政府ヲ經テセナケレバナラヌ、西洋ノ或ル國杯ニ於キマシテハ御説ノ通り違法ト認メレバ検査院長ガ議院ニ出デ扱此箇條、此箇條ハ政府ノ支出ガ甚ダ違法デアアル、併ナガラ我々職務上ノ中デアルカラシテハ有

ノ儘ヲ發露スルハオ前方ノ勝手ニセヨト云ウテ出ス様デアリマス、是レハ多クハ民主國ノ制デ詰マリ其金ヲ支出スル時豫算決算共ニ主權ガ人民ニアル方ノ國ノ制度ハ大抵サウナッテ居ル、ソコデ議院ガ直ニ政府ノ支出ヲ答メルコトガ出來ル、直ニ最終ノ決議ヲシテ甚ダ政府ガ惡ルイ不都合デアアル斯様ナ政府ニ決シテ金ヲ使ハセルコトハ出來ナイト云フノデ信任ヲ失ッテ政府ハ行カシニヤナラヌト、斯ウ云フ順序ニナルノデアリマス、ケレドモ日本ハ御承知ノ通りノ國體デ、此金ノ收支共ニ不正ナ上奏スルコトハ出來ルガ議院ガ行政官ニ出席サセテサウシテ最終ノ決議ヲスルナドト云フコトハ出來ナイ、夫レ故此九條ニ於キマシテカラニ上奏シナケレバナラヌ、併ナガラ是レガ全イモノカ全クナイモノカト云フコトヲ見タトキデ全イモノデハナイ、矢張り是レハ不完全デハアルガ、先ヅ是レニシタラ宜カラウト云フ決議ニナッタノデ、ソコデドウシテモ許サレヌト云フコトニナッタラ議院ガ如何ニ決定シテモ何ノ效力モナイコトニナリマスカラ、如何ニモ是レハ許セヌト云フ箇條ニ附イテハ恐ナガラ 上ヘ申シテ斯様ナ次第ゴザイマスカラ此以上ハ然ルベク御沙汰ヲ蒙ル様ニ致シタイト此上奏案ヲ出スノデ、例ヘテ見レバ使ニ往ッタ

盜賊ハ我々が使ニ遣ッタノデナイ、即チ使ニヤッタ盜賊ノ御主人様、即チ若シ行政官ガ惡ルイコトヲシタナラバ即チ 天皇陛下ノ命ヲ受ケテ支出シタモノヲ廉イモセノチ高イト附掛ケテ居ルト云フ様ナコトガアッテモ、如何ム我々が夫レヲ決議スル權ガナイカラシテハ即チ行政官ニ斯様ナ不都合ガゴザイマスト云フコトヲ上奏スルノハ當然ノコトデ、若シ之ヲ上奏セヌト云フコトニナレバ盜賊ヲシタ盜人ヲ認メルト云フコトニナルカラ不忠之ヨリ大ナルハナシト云フコトニナル、

○議長(侯爵蜂須賀賀茂詔君) 別ニ大體ニ附イテ御論モゴザリマセ子バ是レハ議會ヲ經ルモノデゴザリマセヌカラ第八條第九條ノ所ニ修正案ガ出テ居リマス、依ッテ第一條ヨリ第七條マデヲ問題ニ供シマシテ別ニ御發言ガナケレバ決チ採ラウト存ジマス、

○男爵小松行正君 第二條第三條第四條ヲ削除致シマシテ第四條ヘ「委員

長ハ各科ノ主査ヨリ審査報告ヲ受ケタルトキハ決算委員會ヲ開クヘシ」ト云フコトヲ入レマシテ之ヲ一條ニ直サウト云フノゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 修正案デゴザイマスカ、

○男爵小松行正君 左様デゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ定規ノ賛成ヲ得テ居ルノデアリマス

カ、

○男爵小松行正君 得テ居リマセヌ、唯今考ヘマシタノデ定規ノ賛成ガゴザイマスレバ成立チマス、賛成ガゴザイマセヌケレバ成立タンデモ宜シウゴザイマス、

〔演壇ヘ〕ト述ブル者アリ

演壇へ出ル程デゴザイマセヌカラ是レデ成ルベク大聲デ申シマス、

〔子爵谷干城君〕ドウ云フコトカ此處等アタリニハ少シモ分リマセヌ、修正案デ明ニセヌナリマセヌカラ演壇デ願ヒタウゴザイマス」ト述ブ

〔男爵小松行正君演壇ニ登ル〕

○男爵小松行正君 唯今發議者ニ質問致シマシタラバ是レハ便利上カラ入レテアルト云フ御答ヘデゴザイマシタ、夫レデ其便利上カラ入レテアル原案デアレバ第二條第三條第四條是レ丈ケテ削リマシテ第五條ノ所ニ一束子ニ致シマシテ「委員長ハ各科ノ主査ヨリ審査報告ヲ受ケタルトキハ決算委員會ヲ開クヘシ」斯ウ云フコトヲ第一條ニ掲ゲテ置キマスレバ夫レデ能ク分ルデアラウト存ジマス、夫レデ第二條第三條第四條ヲ削除シマシテ第五條ノ所ニ唯今申シマシタ様ニ「委員長ハ各科ノ主査ヨリ審査報告ヲ受ケタルトキハ決算委員會ヲ開クヘシ」是レ丈ケテ入レタイト存ジマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小松男爵ノ修正案ハ賛成ガゴザイマセヌ、依ッテ第一條ヨリ第七條マデノ決ヲ採リマス、第一條ヨリ第七條マデ原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、第八條ニハ岡部子爵ヨリ……八條ト九條兩方デゴザリマス、岡部子爵ヨリ定規ノ賛成者ガアッテ是レハ修正案ガ提出ニナッテ居リマス、之ヲ朗讀致サセマス、

〔有賀書記官朗讀〕

第八條 決算委員會ニ於テ審査終リタルトキハ決算委員長ハ其經過及結果

ヲ議長ニ報告スヘシ

第九條 削除

以下順次線上ケ

〔山川浩君、モウ一度〕ト述ブ

〔有賀書記官再ビ修正案ヲ朗讀ス〕

〔子爵谷干城君、子爵曾我祐準君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 發議者ガ辯ゼラレルデアラウト思ヒマス、

〔子爵谷干城君、夫レガアラウト思ヒマス、ドウゾ演壇デ願ヒマス〕ト述ブ

〔子爵岡部長職君演壇ニ登ル〕

○子爵岡部長職君 第八條、此修正ヲ發議致シマシタノハ別ニ込入リマシタ理由デモナイ、此修正ハ即チ第八條ヲ修正シ第九條ヲ削除シテ此新ラシイ條文ヲ入レヤウト云フ考ヘデ、其理由ハ修正案ニアリマスル通り「決算委員ニ於テ審査終リタルトキハ決算委員長ハ其經過及結果ヲ議長ニ報告スヘシ」ト、本員ノ考ヘマスル所ニ依リマス是レ丈ケノ文字デ此八條ト九條ヲ能ク網羅シ盡シテ居リマス考ヘマス、此九條ニ「決算委員會ニ於テ其ノ決算中違法又ハ不當ノ收支アリト認ムルトキハ其決議案又ハ上奏案ヲ具ヘテ議長ニ報告スヘシ」ト云フコトガ原案ニアリマス、併シ此ノ「決議案又ハ上奏案ヲ具ヘテ議長ニ報告スヘシ」ト云フコトハ別ニ此細則ヘ載セテ置キマスル必要ハアリマスマイト考ヘマス、ト申シマスルノハ此委員會ニ於キマシテ審議ヲ盡シマシタ其末委員長ガ其委員會ノ審議ノ經過ト結果ト云フモノヲ此議場ニ於テ報告致シマスル時二十分ニ如何ナル審議ノアッタト云フコトハ能ク分ルノデアリマス、左スレバ其審議中ニ決算中違法又ハ不當ノ收支アリト云フコトヲ認メタ時ニハ是レノ箇條ガ不都合デアル是レノ箇條ガ違法デアルト云フコトヲ其報告中ニ十分ニ述アルコトガ出來マセウト思ヒマス、夫レデアリマスレバ其報告ヲ本トシテ議場ニ於テ議スル譯ニナリマス、即チ第十一條ノ「決算ノ會議ニ於テハ決算委員長ノ報告ヲ議題トナスヘシ」ト云フコトガ一番仕舞ノ第十一條ニナッテ居リマスル通り其委員長ノ報告ト云フモノガ即チ議場ノ議題トナリマスル譯デアリマスカラシテ、爲メニ決議案トカ或ハ上奏案トカ云フモノヲ具ヘテ議場ニ出サ子バ議場デ議スルコトガ出來ナイト云フコトハアリマスマイト考ヘマス、夫レ故ニ此修正ヲ致シマシタ譯デ、即チ決算委員會ニ於テ審査終リタルトキハ決算委員長ハ其經過及結果ヲ議長ニ報告スベシトシテ即チ第十一條ノ「決算ノ會議ニ於テハ決算委員長ノ報告ヲ議題トスヘシ」是レデモウ盡キテ居リマセウト考ヘマス、又上奏案ノコトハ固ヨリ決算中ニ違法ノ收支ガアリマシタト認メマシタル時ニ其箇條ニ附イテ是レハドコマデモ上奏マデモ致サナケレバナラヌト云フ滿場諸君ノ御多數ノ御考ヘデアッタナラバ其時ニ愈一上奏ト云フコトニ決シ、其時ニ上奏案ヲ起

發議者 子爵 岡部長職

草スルト云フコトニ著手スルノガ即チ順序デアリマセウト存ジマス、マダ決算委員ノ報告ト云フモノガ愈々議場デ是認サル、ヤラ何ヤラマダ未定ナル中ニ既ニ上奏案ヲ作ッテ議場ニ報告スルノハ或ハ少シク順序ヲ失ッテ居リハシマイカト云フ疑ヲ持ッテ居リマス、夫レ故ニ上奏ノコトハ議場デ一度報告ノ上決ヲ採ッテ其上ニ新シキ問題ヲ起スト云フコトガ順序ノ宜シキヲ得タルモノデアラウト考ヘマス、夫レ故ニ此案ヲ出シマシタノデゴザイマス、

○子爵曾我祐準君 岡部君ニ質問ガアリマス今ノ御演説ノ始ノ方ハ岡部子爵ノ御提出ノ修正案デ八條九條ヲ網羅スルト云フノ御説明ノ様ニ承リマシタガ、後半段ハ網羅スルノデナク決議案上奏案ハ云々ト云フノ御説明ノ趣旨ガ前後撞著ノ様ニ承リマシタガ、網羅ト云ヘバ漏サナクテ始メテ網羅トナバ、之ヲ殊更ニ削ルト云フナレバ削ル意味ヲ含ンデ修正シタト云フコトナラバ網羅デナイト思ヒマス、前後撞著ノ様ニ承リマスカラ今一應御説明ヲ請ヒマス、

○子爵岡部長職君 御答ヘ致シマス、成ル程網羅ト申シマスコトハ或ハチト範圍ヲ廣ク申過ギマシタカモ知レマセヌ、成ル程上奏案ト云フコト或ハ決議案デス、委員會ニ於テ夫レヲ決シテ議長ノ方ニ報告シロト云フノハ取除イタ方ガ宜カラウト云フ考ヘデゴザイマスカラ、成ル程網羅ト云フコトハ或ハ申過ギタカモ知レマセヌガ、併ナガラ私ハ貴族院ニ於キマシテ上奏ヲ致スト云フ手續ニ對シマシテハ前後唯少シ手續ガ違ヒマス丈ケデ議場デ議スルト云フコトノ順序ニ對シテ唯少シク前後ニナリマス丈ケデアリマスカラ大體ニ付テ差シタル違ヒハアリマスマイト考ヘマス、私ハツイ網羅ト云フ言葉ガ出マシタ、ドウゾ惡シカラズ御聽取リテ願ヒマス、

○男爵小澤武雄君 私モ質問ヲ致シマス、今岡部子爵ノ御説明ノ通りニ依リマスルト委員會ノ經過結果ヲ報告スル、夫レデ上奏ヤ決議ノコトハ此議場ノ決議ニ依ッテ殊更ニスルモノデアアル、斯ウ云フコトノ様ニ承リマシタガ、果シテ然ラバ委員會ハ事柄ガ不當ナリト認メタトキハドウ云フ判斷ヲシテ出スノガ岡部子爵ノ御説明ノ經過即チ結果ト云フコトデゴザイマセウカ、本員等ガ考ヘル所ニ依ルト是レ等ハ不當ト認メテ隨分重イ事柄デアアルカラ上奏シナケレバナラヌ事柄ト認メタ時ハ之ヲ上奏スルト云フコトヲ委員會ガ決シテサウシテ案ヲ具ヘテ出スト云フ斯ウ云フ手續ニスル方ニ考ヘテ居リマシタガ、

今ノ修正案デハ分リマセヌケレドモ御説明ニ依ッテ見ルト上奏シタリ議決ヲシタリスルコトハ更ニ議場ノ意見ニ依ッテ決スルト云フコトデアアル、委員會ハ何モ仕事ガナクナリハシナイカト云フ疑ガアルノデゴザイマス、ドレ位ノコトヲ委員會ガ議決ノ結果トシテ報告スル御考ヘデアリマスカ、實際ニ行レル所ヲ御考ヘ下スッテ其御答辯ヲ願ヒタイ、

○子爵岡部長職君 小澤男爵ニ御答ヘテ致シマス、即チ委員會ニ於キマシテ或ル支出ヲ違法ナリト認メ或ハ不當ナリト認メタラバ則チ是レハ違法デアアル是レ是レハ不當デアアルト云フコトヲ詳ニ報告ニナレバ宜シイト考ヘマス、

○子爵曾我祐準君 夫レハ經過デスカ結果デスカ、
○子爵岡部長職君 即チ經過ト申シマスモノハ委員會ニ斯ウ云フ審議ガアッタト云フコトガ經過、夫レカラ結果ハ委員會デ決議シタルコトガ委員會ノ結果デゴザイマス、
○男爵小澤武雄君 今一應何ヒマスガ、今ノ御説明ニ依レバ勿論斯ウ書イテアッテモ同ジコトナスルニ外ナラヌ、矢張り不當ナリト認メテ決シタコトヲ報告ナスル、サウスルト斯ウ書イテアッテモ異ナラナイガ何ガ御氣ニ入ラナクテ御削リニナルノカ同ジコトノ様ニ私ニハ聞取レマスガ尙ホ承リタイ、ドウ云フ譯デ御削リニナラナクテハナラナイカト云フコトナ……

○子爵岡部長職君 モウ一應御答ヘ申シテ置キマス唯今申シマシタ如ク上奏案ノ如キハ愈々是レガ違法ナル收支デアッタト云フコトヲ議場ニ於テ即チ委員長ノ報告ナスル通りデアルト可決サレマシタ時ニハ其事柄ニ付テ上奏ナスベキヤト云フコトハ新シイ問題デアラウト考ヘマス、委員會ニ於テ是レハ上奏スベキモノデアアルカラト云ッテ案ヲ具ヘテ議場ニ報告ナスルト云フノハ餘リ速ニ失シテハ居マスマイト思フ、ソコノ所ノ違ヒガアリマス、

○男爵小澤武雄君 今一應、上奏ナスルノハ新シイ問題デアアルカラト云フ御話デゴザイマスガ、委員會ガ決スル時ハドウシタラバ此處分ガ附クト云フコト位ハ考ヘナクテハ折角委員ニナッテ審査シタ甲斐ハナイト考ヘルノデス、併シ岡部子爵ノ御説明ハ御説トシテ承ッテ置イテモ宜シイノデゴザイマスガ、夫レデハ委員會ヲ設ケテ審査スル少シモ效力ハナイコトト本員ハ考ヘル、

○子爵谷干城君 モウ一ツ質問ガアリマス、ドウモ一向分ラナイ、岡部子爵ノ御説明ノ通りナラバ此通りテ少シモ修正スルニ及バナイト思フ、如何トナレバ此委員會ニ於テ見込テ立テル其ガハドウデアアルカ、是レハ不當ノ小ナルモノ是レハ不當ノ大ナルモノト云フコトノ調ベテ附ケテ其見込ヲシテ議場ニ報告スルガ委員會ノ職務デアラウト思フ、若シ唯算ガ違ッテ居ルトカ違ッテ居ラヌト云フ丈ケニ止マルナラバ何ゾ議院デ委員ヲ設ケテ審議スル必要ハナイ、夫レハ會計検査院ト云フモノガアル、夫レデ明ニ分ッテ居ル、其上ニ又委員ヲ設ケサウシテ全院ノ會議ヲ開イテ之ヲ決スルト云フコトハ畢竟此間ニ附イテ政府ノ支出シタコトト會計検査院ノ調べタモノトノ間ニ於テ是非ノ判定ヲセ子バナラヌ、判定ヲシテ最終ノ決議ナスルト云フコトニ過ギヌト云フハ先刻醍醐侯爵ニ我々が説明ヲシタ通りノコトデアアル、スレバドウシテモ此

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 御質問デスカ、

○子爵谷干城君 サウデゴザイマス、夫レテ言ハヌト岡部子爵ガ分ラヌト思フカラ夫レテ言フ、サウ云フモノデアアルカラシテ、岡部子爵ノ言ハル、ノモ經過ヲ報告スルト仰ツシヤルカラハ委員會ニ於テ……

〔子爵岡部長職君「經過バカリデハナイ經過ト結果デス」ト述ブ〕

即チ其結果ハドウカト云ウテ見ルト即チ是レハ上奏セザイケナイト云フコトニ極ツタカラシテ夫レテ報告スルノデス、分リマシタカ、サウ云フ譯デアアルカラシテハ何モ此文ニ於テ削ラズバナラヌト云フ事柄ハナイ、若シ單ニ不當ナリト云ヒ或ハ不當ナリト云フ此字カ誠ニ御嫌ヒト云フナラバ是レハ格別ノ話……

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) ドウモ御質問ノ様デハナイ様デス、

○子爵谷干城君 ソコヲ御尋子シマス、矢張り質問デゴザイマス、

○子爵岡部長職君 谷子爵ニ一言御答ヘ致シマス、私ノ考ヘマス所ハ既ニ申盡シマシタ様ニ存ジマスガ尙ホ一言申シテ置キマセウガ、成ル程委員ノ方ノ考ヘニ依ツテ是レハ違法ノ甚シキモノデアアル、夫レニ附イテ成ル程上奏マデモシナケレバナラヌト云フ考ヘガアリマシタラバ夫レ丈ケノコトヲ議場デ報告ニナリマシタナラバ宜シカラウト考ヘマス、サウシテ上奏スベキヤ否ヤト云フコトハ無論是ハ新シク其事ニ附イテ此事ハ上奏スベキヤ否ヤト云フコトニ付テ夫レハ夫レニ附イテ別ニ案ヲ起草スルト云フコトハ愈々上奏スルト云フコトニ極マリマシタ後カラデモ決シテ遅クハナイト考ヘル、其順序ヲ取リタイト云フノデ、即チ順序ノ取方ガ此議案ト違ヒマス丈ケノコトデゴザイマス、愈々上奏スルト云フ結果ヲ見ルニ至レバ即チ上奏スルニ違ヒハナイガ、併ナガラ始カラ案ヲ具ヘテ委員會ニ持出スニハ及バナイト云フコトヲ申上ゲマス、

○公爵近衛篤磨君 質問ガアリマス、始ノ中ノ御説明ハ私ハ承リマセヌデシタガ、此決議案上奏案ノ案文ヲ委員會デ起草スルトガ不都合ダト云フ御説ガアリマシタガ夫レデアアルカラ斯ウ云フ風ニ修正スルト云フ御考ヘデアリマスカ、

○子爵岡部長職君 左様デス、

○公爵近衛篤磨君 サウシマスト是レハ少シ外ノコトデアリマスガ請願委員會デ意見書ヲ附シテ政府ヘ送達スルト云フコトガアリマス、アレハ皆意見書マデモチヤント請願委員會デ起草シテ仕舞ツサウシテ委員ニ附スルガ是レモ不都合ト云フ御考ヘデゴザイマスカ、詰マリ同ジコトデアラウ、唯上奏案ト意見書トハ事ガ違ヒマスガ同ジ手續デアラウト思フ、

○子爵岡部長職君 夫レハ自ラ性質ガ違ヒマセウト思ヒマス、固ヨリ是レハ御銘々ノ御見解ノ御下シニナリ様デ色々違ヒモアリマセウガ、併ナガラ自ラ違フ所ガアルト思ヒマス、

○公爵近衛篤磨君 委員會デ案ヲ起スコトガ不都合ト云フナラバ議院法第六十五條モ不都合デアルト思フ、議院法ノ修正案モ御出シニナツテハ如何デゴザイマス、

○子爵岡部長職君 夫レハ別ノコトニナリマス、

○子爵谷干城君 今日ハ政府委員ガ御揃デ段々出ラレテ居リマスガ……

○國務大臣(伯爵伊藤博文君) 政府委員デアリマセヌ、

○子爵谷干城君 左様、大臣ガ出テ居ラレマス、何カ之ニ附イテ若シ御演説デモアルナラバドウウ先キニ願ヒタイ、之ヲ請求致シマス、

〔贊成贊成〕ト述ブル者アリ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 此事ニ附イテ別ニ御演説ノアル譯デ御出席ニナツタトハ存ゼヌデアリマス、唯今伊藤總理大臣ハ發言ヲ求メラレテアルノデゴザイマス、

○子爵谷干城君 左様デスカ、夫レナラバ承リタイ、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 議事ノ間デアアリマスケレドモ發言ヲ許シマス、

〔國務大臣伯爵伊藤博文君演壇ニ登ル〕
○國務大臣(伯爵伊藤博文君) 今月十六日ニ於テ子爵松平乘承君以下政府ヘ解散ノ理由ニ附イテ御質問ニ相成リマシタ此御答ヘチ申ス積リデアリマス、勿論諸君ガ御同意ニナラウトハ存ジマセヌカラ御判断ハ後トニ於テ御勝手ニ願フ積リデアリマス、前衆議院ヲ政府ガ解散ヲ奏請シタニ附イテ其理由ヲ明言シロト云フコトハ獨リ本院ノ御質問ノミデナイ世上ニ於テ喋々喧マシク言フ所ノ問題デアアル、故ニ本大臣ハ本期議會ノ始ニ於テ衆議院ニ出席シテ大略ノ趣意ヲ申述ベテ置イタルデアアル、然ルニ此解釋ノコトニ附イテハ篤ト御考慮ヲ願ヒタイト思フ、其譯合ト云フモノハ解散ノ理由ト云フモノヲ明言シナケレバ憲法的ノ動作ニ適ハヌトカ、或ハ政府ハ其責任ヲ免レルト云フガ如キコトデアアルガ決シテ左様ナモノデナイ、若シアルトスルナレバ其理由ヲ謹ンデ教テ受ケムト欲スル所デアアル、解散ノ奏請スルカ即チ自己ノ進退ヲスルカト云フ問題デアアル、憲法ニハ何ト書イテアル、憲法ニハ解散ハ閣臣ガ自由ニスベキトハ書イテナイノデアアル、夫レト同時ニ内閣大臣ノ進退ハ自己ノ勝手ニハ出來ヌ上命ニ依ツテシナケレバナラヌ、勝手ニハ出來ヌノデアアル、夫レデ過日衆議院ニ於テモ公然ノ演説デ申述ベテ置イタルデアリマス

ガ、内閣が進退ナスルトカ或ハ議會ヲ解散スルト云フガ如キハ政府ト議會トノ間ノ最終ノ手段デアル、勿論大權ノ發動ニ依ッテ如何様ナコトモ表レテ來ヤウト思フ、政治上ニ於テハ盡ク政府ハ無論責任ヲ取ル積リデアル、或ハ衰龍ノ下ニ隠レルトカ何トカ世上ノ批評ヲ受ケルケレドモ左様ナル卑劣ナル内閣デハナイ、又此理由ニ附イテ明言シナクチャナラヌト云フコトハ未ダ之ヲ憲法ニ於テ本大臣ハドノ條ニ於テ斯ノ如キ義務ガアルト云フコトヲ見ナイデアル、理由ヲ言ハウガ言フマイガ政府ノ自由デアル、又議會ト政府トガ或ハ政府ガ退キ或ハ議會ガ存立シ、或ハ議會ガ解散サレ或ハ政府ガ繼續スルト云フガ如キニ至ッテハ決シテ内閣ハ夫レテ明言シナクテハナラヌト云フ義務ハナイノデアル、又其シ夫レテ明言シタラバドウデアルカ、此場合ニ於テハ衆議院ト政府ハ恰モ原被ノ如キモノデアル、政府ガ續イテ往クナラバ政府ガ即チ原告デアリ議會ハ被告デアル、被告ガ原告ノシタ業ガドナ事ヲシタ所ガ至極御尤デアルト云フ道理ガアル譯ハナイ、不服ハ不服トシテモ併シ其事ハ所謂事實ノ結果トシテ行レザルモノデアル、又議會ヲ解散スルト云フコトニ附イテ理由ヲ明言シナクテハナラヌト云フコトハ何レノ邦ノ憲法政治ガ行レテ居ル所ニ於テモ左様ナル動作ガアルカ、教ヲ請ヒタイ、解散ノ理由ヲ明言セヌトカシナクチャナラヌトカ是レハ即チ内閣ガ至尊ニ伺フコトデアッテ世上ニ向ッテ決シテソナ事ヲ公言シナクテバナラヌト云フコトハ憲法ノ上ニ於テ義務ヲ負ウテ居ルトハ私ハ見ナイ、又若シ憲法ノ動作ト云フコトニ附イテハ政府ガ解散シタノガ憲法ノ動作ニ背クト云フ論ガアルガ夫レハドウ云フ譯カ、日本ノ憲法ノ行レテ居ルノハ僅ニ二三年デアル故ニ日本ノ憲法政治ノ歴史ハマダナイノデアル、若シ憲法ノ動作ト云ヘナイト云フナラバ實際ニ憲法ノ動作ヲシタノハ歐羅巴ノ外ニハナイカ他國ノ例ニ依ルト云フ話デアアル、是レ又實ニ分ラヌ、宇内各國憲法政治ノ行レ居ル邦ハ數多アル、併ナガラ憲法ノ動作ト云ッテ他國ノ御手本ヲ引イテ以テ決シテ日本ノ上ニ據ルベキモノデハナイ、邦々盡ク皆憲法ノ歴史ヲ持ッテ居ル、夫レハ其邦ノ歴史ニ限ルモノデアッテ決シテ餘所ノ國ニソリヤア行レナイカラ、諸君ガ是レヨリ即チ日本ノ政府ナリ或ハ貴族院ナリ衆議院ナリガ憲法ノ動作ヲ造ッテ往ッテ即チ歴史ガ出來ルノデアアル、サウシテ慣例ガ起ッテ來ルノデアラウ、今日ハマダ慣例トスベキモノガ至ッテ薄イ、或ハ前ノ内閣即チ松方總理大臣ガ當職ノ中ニ議會ヲ解散シタトキニ上奏案ヲ世上ニ公布シテ其理由ヲ明ニシタ、此一事項ヲ以テ日本ノ憲法ノ動作トシ或ハ先規典例トスルヤ否ヤ、本大臣ノ見ル所ヲ以テスレバ或ル場合ニ於テハ議會解散ノ理由ヲ公明ニスル場合モアラウ、或ハ場合ニ於テハ公言スルノガ國家ニ不利益トナル場合モアル、

〔山川浩君〕都合ノ宜イ解釋ダナト述ブ
故ニ此憲法ノ動作ト云フコトニ附イテハ一向譯ノ分ラナイ話ト認メル、若シ其適例ガアッテ解散シタトキニハ必ズ其理由ヲ政府タルモノハ明言シテ世ニ公ニ示サナクテハナラヌ、其示スノガ憲法ノ動作ト云フナラ何處ノ邦ニサウ云フコトガアリマスカ、他國ノ例ニ據ルニハ勿論本大臣ハ及バヌト認メマスルガサウ云フコトハ決シテナイノデアル、

〔山川浩君〕夫レハ質問ノ答辯デハナイ、質問ノ答辯ガ出來ヌナラ出來ヌト云フコトハ夫レデ宜イ、ソナコトハ餘計デスナ、固ヨリ此方カラ憲法ノ動作ト云フコトハ質問シタデナイ、單ニ衆議院ヲ解散シタ理由ハドウデアルト云フコトナ……ト述ブ
議院ヲ解散シタ理由ハドウデアルト云フコトナ……ト述ブ

〔子爵谷干城君〕御尤至極ト述ブ
夫レカラ又餘處ノ邦ノ例ニ依ッテ見タトキニドウデアルカト云フト憲法政治ノ行レル邦ノ中デ英吉利ガ一番古イ、然ルニ上院ニ於テ僅カ數月以前ニ於テ反對黨ノ首領ノ……、さるすべり侯ガ今ノ内閣ニ對シテ最早議會ヲ解散シテモ宜カリサウナモノデアルト云フ……、然ルニ目下ノ總理大臣ハ政府モ成ル程サウ思フガ衆議院ノ解散論ニ附イテ貴族院カラサウ云フコトヲ持チ出シタ例ガナイト斯ウ言ッタ、是レハ何ノ必要モナイ、併ナガラ憲法ノ動作デナイト云フ議論ガ起レバ又日本ノ憲法ニ於テモ其動作ノ適例ガ薄イカラ已ムテ得ズ斯ノ如キ話ヲ致スノデアアルガ、畢竟スルニ此質問ニ對シテハ過日衆議院ニ於テ本大臣ガ演説シタル所ニ外ナラヌデアリマス、是ヲ以テ御了解ニナラムコトヲ望ム、尙ホ御異存ガアルナラバ夫レハ如何様ニモナサルガ宜シイ、政府ハ徹頭徹尾之ニ附イテハ責任ヲ執ッテ居ルノデゴザリマスカラ決シテ衰龍ノ下ニモ隠レヌケレバソナ事ヲ公言シナイ政府デアリマス、是レ丈ケノコトヲ御返答ニ及ビマス、

○子爵谷干城君 御説明ヲ請ヒタイデスガ……
○國務大臣(伯爵伊藤博文君) 此御質問ニ對シマシタル所ノ答辯ニ及ンダレアル、夫レヨリ以上ノ御判斷ハ諸君ニ御任セ申スデアルカラ……併シ限リノナイコトヲ論辯シテアナタ方ト争フコトハ出來ナイ、
○子爵谷干城君 固ヨリ別ニ争フ程ノコトハアリマセヌ、併ナガラ解散ノ理由ト云フ事柄ニ附イテハ聊カ私モ山川君ト同感ノコトデアリマス、併ナガラ本員杯ハ大畧サウテ居ルカラシテモウ別ニ質問書ヲ差出シマセザッタデアリマスガ、幸ノコトデアリマスカラ疑ノ點ヲ御説明ガ出來レバ御説明ヲ承リタイ、御説明チナサレヌト云フナラバ敢テ夫レヲ強テト申スノデハナイ、

併シ其疑ノ點ヲ本員ハ述ベタイト思フ、
 ○國務大臣(伯爵伊藤博文君) 御質問ヲ承リマセウ、承ツタ以上御答辯ヲ申スノガ國家ノタメニ利益ナコトナレバ御答辯申シマセウ、若シ亦御答へ申シテ國家ノ不利益ト思ヘバ御答辯致サヌマデノコトデアリマス、
 ○子爵谷干城君 然ラバチヨット承リマセウ、

〔山川浩君止メ賜ヘ止メ賜ヘ〕ト述ブ

到底満足ノ御答ヘハ得サウモナイカラ一箇條簡單ニ願ヒマス、憲法的ノ動作デアル、決シテ憲法的ノ動作デアナイコトナシナイト斯ウ仰ッシャイマスガ、衆議院ノ解散ノ景況ハ私モ見ニ往ッテ知ッテ居リマスガ、尤モ本員ニ對シテ御答ヘノゴザリマシタ其中ニモ其通り明ニ此建議ハ……衆議院ヨリ出シタ建議案ハ解散ノ理由ト認メラレテ居ル、其大ナルモノト認メラレテ居ル、所ガ是レガ議ニ上ッテ十分ノ討論ヲシタ上デ如何ニモ不都合デアルト云フコトハ内閣ガ御認メニナツタ上デ解散ヲ奏請ナサルナラバ夫レハ本員採モ決シテ不當トハ申サナイ、夫レハ自然憲法的ノ動作デアラウト思ヒマス、然ルニ……

〔國務大臣伯爵伊藤博文君夫レハ御議論デアリマセヌカ〕ト述ブ

否ヤ其處ガ質問、夫レヲ言ハナケレバ分ラヌカ……

〔國務大臣伯爵伊藤博文君ソナナラ承リマセウ〕ト述ブ

少シモ言ハセズ……議員ニ言ハセズシテ行政長官即チ大臣諸君ガ自分ノ意見ノミナ申シテ置イテサウシテ忽チ停會ヲシ忽チ解散ナスルト云フハ憲法政治ノ動作デアナイト私ハ認メル、固ヨリ言ハレヌコトナレバ秘密會ト云フモノモ出來ルノデゴザリマス、場合ニ依ッテハ誠ニ仰セラレ難イコトモアルニ相違ナイ、夫レハ秘密會ヲ御開キニナツテカラニ懇々ト其事ヲ御話ニナツテモ宜カラウト思フ、所ガ何ゾ圖ラム僅ニ發議者ガ壇ニ登ッデカラニ一二言述ルヤ否ヤ直ニ停會、之ニ續イテ議ニ上ルト外務大臣ガ内閣ヲ代表シテ出ラレテ自己ノ意見ヲ述ベラレタ後トヨリ段々議員ノ意見ヲ述ベヤウトスルモノヲ述ベサセズシテ忽チ停會忽チ解散ト云フコトニナツタ、何レノ邦ニ左様ナ憲法政治ガアリマスカ、アリマスレバ其證據ヲ願ヒマス、

○國務大臣(伯爵伊藤博文君) 夫レハ、谷君ハ憲法學ニ御通曉ナサレテ居リマスカラ篤ト御研究ニナツテ宜シイト思フ、私ニ御質問ナサルコトハチツトモナイ、他國ノ例ヲ私ガ御引證申シテ學術的ノ研究ヲ茲デシナクッテモ宜カラウト思ヒマス、アナタノ御見解ハ其通りデアル、政府ハ之ヲ早キニ及ン

デ解散ヲスルノ必要アリト認メタカラ解散ヲ奏請シタノデアアル、特リ議會ノ形勢ノミナ見ナイ、夫レマデノ一體ノ形勢働キト云フモノヲ見テ居ル、探偵モアレバ十分ニ政府ハ此社會ノ情況ヲ見テ是レハ危險ナルモノデアルヤ否ヤト云フコトヲ十分ニ見テ居ル、故ニ獨リ議會バカリノコトデナク議會ニ於テ此

問題ガ若モ多數ノ議決ヲ以テ通過スレバ一體ノ形勢ガ一變スルト云フコトヲ確信スルコトガアレバコソ處分ヲ致サザルコトヲ得ナカッタノデアリマス、故ニ即チ素ヨリ之ニ附イテハ人ノ見解各異ッテ然ルベキデアアル、故ニ決シテ谷君ノ御議論ヲ攻撃ハ致サヌ、谷君ノ御見解ハ斯ノ如クデ一向妨グヌ、併ナガラ本大臣ガ政府ニ立ッテ責任ヲ執ル以上ハ其責任ヲ執ル者ノ見ル所ヲ以テ處斷スルノ外ハナイノデアリマスカラ、茲ニ至ッテハ或ハ徹頭徹尾谷君ト此議論ハ喰合ハナイカモ知レナイ、夫レハ夫レレ宜シイ、谷君ノ御覽ニナル所ハ夫レレ宜シイ、強テ其說ヲ改メテ下サイトカ又ドウ云フ譯ダトカ一々其辯解ヲ費シタ所ガ何ノ役ニモ立ッタ話デアゴザイマセヌ、

○子爵谷干城君 モウ一度、議長、サウスレバ私共ノ承ル所デアドウモ餘程暴ナ御議論デアナイカト思ヒマス、夫レレ議會ヲ開イテ是非ヲ闘ハシ夫レ

カラ國政ヲ施行スルト云フハ即チ憲法政治ノ本分デアリマス、夫レレ本員ハ

此議院ノ議ニ上ツタモノヲ夫レレ説明サセヌト云フハ、ドウモアタマデ議

會ノ本分ヲ蹂躪シテ仕舞フト云フモノニ當ル、成ル程本員ニ於キマシテモ決

シテ解散ヲ場合ニ依ッテハ惡ルイコトトハ云ハヌノデ、解散モ場合ニ依ッテ

ハセ子バナルマイト思フ、併ナガラ……

○議長(侯爵須賀茂詔君) 夫レハ御議論デアアリマセヌカ、

○子爵谷干城君 イエ、夫レレ今言ハニヤ一分ラヌカラ言フノデ御氣ノ毒

デアゴザイマスガ……

○議長(侯爵須賀茂詔君) 御議論ナレバ御説明ヲ御請ヒニナルコトトハ

譯ガ違フト思フ、

○子爵谷干城君 ソコデ其意見ヲ述ベテ置イテ御質問ナスルノデアアル、

〔國務大臣伯爵伊藤博文君ソナナラモウ宜カラウヂャーゴザイマセ

ヌカ大概ニシテ……〕ト述ブ

○安場保和君 折角總理大臣ガ御出席ニナツテ段々御演說ガアリマシテ誠

ニ此御演說ハ國家ノ興廢ニ關係スルコトモ少カラヌコトト存ジマスカラ、幸

ニ唯今ノ御説明ニ附イテ一向了解ノ參ラヌ所ヲ質問致サウト思ヒマスカラ、

幸ニ數言ヲ御答ヘ下サレバ國家ノ幸ト存ジマス、

○議長(侯爵須賀茂詔君) 御質問ナラバ御質問ノ要點ヲ擧ゲテ御述ベ下

サイ、

○安場保和君 質問ヲ致スノニ豫メ要點ヲ述ベルト云フコトハ何ノ規則ニ

依ッテ仰ッシャルノカ、御答ヘガナイト云ヘバ仕方ガアリマセヌガ議長ニ於

テ御取切リニハ及ブマイト思ヒマス、

○議長(侯爵須賀茂詔君) 夫レハ議論デアアリマセヌカ、

○安場保和君 議論ハ致シマセヌ、質問デス、併シ御答ヘガナイト云ヘバ

宜シイ、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

御質問ナレバ宜シイ、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

〔無駄ヲ無駄ダ〕ト呼ブ者アリ分ヲマカヲヨスベシト呼ブ者アリ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

静肅ニ願ヒマス、

〔子爵谷干城君〕ムツカシイコトナラバ止メタラドウデセウ分リヤ

シマセヌト述ブ

○安場保和君

イエ、アナタニハ分ラヌガ私ハ分リマス、ドウゾ願ヒマス、御許シニナリマセヌカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

既ニ許シテ居リマス、

○安場保和君

私ハ演壇ニ御出ニナルコトト思ウテ居リマス、

〔國務大臣伯爵伊藤博文君〕私ハ此席カラ御答ヘ申ス權利ガアリマスト述ブ

○安場保和君

宜シウゴザイマス、何モアナタニ權利ヲ責メハシマセヌ、幸ニ許サレマシタナラバ唯令總理大臣ノ質問ニ對シテノ御辯明ハ誠ニ雲ヲ攫ム様ナ御辯明デ、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

ドコヲ取ッテ解散ノ理由ノ質問ニ御答ヘニナルコトカ一向分リマセヌ、夫レハ何ト申セバマダ日本ニハ一向ニ議會ヲ開設シテ以來歴史ノ見ルベキモノモ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

習慣ノ依ルベキモノモナイト云フコトト、右ノ通りデアッテ見レバ之ヲ外國ニ比例テ取ルヨリ外ハナイガ外國ニモサウ云フコトハナイ、又解散チスルニ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

附イテハ決シテ議場ノ唯一場ノ景況一事ヲ取ッテ解散チスルデハナイ、凡ソ探偵ヲ用ヒ彼是ノ大勢ヲ達觀シテ夫レニ依ッテ治安ニ妨害アリトカ國家ガ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

誠ニ危急デアルトカ云ウテ其邊ノ大勢ヲ見テ政府ノ權力ヲ致ス、政府ノ權力ハ即チ大權ニ依ルト云フ如キ御主意ニ聞エマシタガ、夫レデハ中々質問者

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

ノ意ニハ飽足リマセヌ、依ッテ更ラニ御質問ヲ致シタイノハ抑々當時ノ所謂世間デ伊藤内閣ト云フモノハ第一期ノ議會ニ山縣内閣ヨリ松方内閣ヲ經テ遂

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

ニ松方内閣ノ末路ニハ解散チ行ウテ全國ト輿論ヲ争ウテ居リマシタコトハ喋々申スマデモナイコトデ、然ルニ伊藤伯ノ内閣ヲ組織以來誠ニ維新以來ノ元

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

勳袖ヲ連子テ内閣ニ入閣ニナッテ夫レ此紛雜シテ上下官民ノ間ニ軌轢ヲ生ジタル所ニ誠ニ御手揃ヒノ方々ガ内閣ヲ組織サレテ十分ニ上ハ 聖旨ヲ奉ジ下

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

ハ衆民ノ議ヲ取ッテ十分ニ齟齬スル所ノ情實ヲ貫通シテ……望マル、デアラウト眞ニ我々ハ望チ屬シタ所ガ豈ニ圖ラム……

○國務大臣伯爵伊藤博文君

夫レガ御質問デアリマスカ、

○安場保和君

左様、固ヨリ質問デアリマス、

〔國務大臣伯爵伊藤博文君〕

驚入ッタ御質問デアル、左様ナ御議論ニ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

ハ御答ヘノ申シヤウガナイト述ブ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

議論ヂャーナイ、御聞キガナイデスカ、

○國務大臣伯爵伊藤博文君

ソナ議論ニハ答ヘラレルモノヂャーナイ、

○安場保和君

イエ議論ヂャーナイ、御答ヘニナリマセヌカ、

○國務大臣伯爵伊藤博文君

答ヘマセヌ、

○安場保和君

ナゼ答ヘラレヌデスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

暫ク御待チ下サイ、安場君ニチヨット御尋子

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

致シマス、夫レハ先刻モ申シマシタ通り質問チナサルト云フコトデアッタカ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

ラ許シマシタガ、併シ要點ニ立入ラズシテ御述ベニナッテハドウモ質問トハ

○安場保和君

ドウシテモ

請取レヌデゴザイマス、

○安場保和君

夫レデハ御差止メデゴザイマスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

質問ノ要點ヲ述ベルナラバ宜シウゴザイマスガ左モナケレバ差止メマス、

○安場保和君

唯今ノガ要點デアリマス、宜シウゴザイマスカ、御差止ノ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

ナイ間ハ立ッテ居リマスガドウデスカ……夫レナラバ止メマセウ、

○子爵曾我祐準君

私ハ至ッテ短イ質問ヲ致シマス、大臣ノ先刻ノ御演說

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

中ニ衰龍ノ下ニ隠レル、衰龍ノ下ニ隠ル、ト云フコトヲ度々返シテ仰セラレ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

マシタガ、本院ヨリ出マシタ質問書ニハ左様ナ何ゾ疑感ヲ懷イタ質問書が出

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

タデアリマスカ、本員ハ解散ノ理由ノ質問書ニハ伊藤内閣、伊藤伯其人ガ衰

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

龍ノ下ニ隠レル、ト云フ語ハナカッタト考ヘマスガ、チヨット御尋子ヲ致

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

シマス、

○國務大臣伯爵伊藤博文君

誠ニ有難ウゴザイマス、曾我君ニ謝シマス、

○子爵曾我祐準君

謝スデハ分リマセヌガドウ云フコトデス、

○村上桂策君

質問致シマス、別デハゴザイマセヌガ解散ノ理由ハ過日衆

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

議院ニ於テ答辯チシテ居ル、先ヅ左様ナモノデアルト斯ウ總理ガ答ヘラレタ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

ノデアル、是ガ即チ履行ト云フコトガ主デアルト斯ウ言ハレタト承知シテ居

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

ル、扱此ニ於テ疑ノ發シタノハ外デアアリマセヌ、一昨年總理ガ不慮ノ怪我

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

チサレタ其當時内務大臣ガ臨時代理チセラレ伊藤内閣ノ方針デアルト云フコ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

トノ朗讀チセラレタ演說ガアリマス、其中ニ外交上ノ事ヲ言ハレテ居ルト存

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

ジマス、茲ニ於テ疑ガアルノデアリマスガ外交上ノ事ハ、條約改正ナルモノ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

ハ國民ノ力ヲ協セナケレバナラヌト、是レガ政府ノ希望デアル、最早今日ハ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

條約改正ハ國民一致官民合シテ之ニ當ラナケレバナラナイ、是レハ即チ現内

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

閣ノ方針デアルト斯ウ言ハレテ居ル、然ルニ漸ク條約履行ノ案が出レバ提出

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

者ニ對シテ實ニ一言ノ演說モサセズニ議會ヲ停止シ且又解散チ……

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君)

夫レハ御質問ノ様ニハ聞取リマセヌ、

○村上桂策君 斯ク言ウテ見ルト私ハ議會ヲ解散セラレタルコトト昨年ノ舉動トハ言行一致セザル點ガアリハセヌカト云フ疑ガアル、是レガ即チ言行一致シテ居ルヤ否ヤト云フノ疑ガアルノ御尋子致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 是レハ山川君ナリ松平乘承君ナリカラ御質問ニナツテ解散ニ關スルコトノ質問書ニ對シテノ答辯ヲ内閣總理大臣ガセラレタ、夫レ故ニ新ナル御質問ナレバデス、ケレドモ夫レヲ繰返シテナサル様ナ御質問デアレバデス、幾度ナサツテモ同ジ答ヘデアラウト思フ、御見合セニナツタ方ガ然ルベキト思フ、

○村上桂策君 唯今御答辯ガゴザイマセヌケレバ言行一致セザルモノト考ヘル、言行一致シタルモノトナラバ國家ノタメニ明瞭ニドウカ御答ヘテ願ヒマス、御答ヘガナケレバ言行一致セザルモノト此ニ於テ斷言致シマス、

○子爵谷干城君 ドウカモウ續イテ今必要ナル議事ニ移リタイト存ジマス、私杯ハ御尋子シタイコトガ澤山アリマスコト分ラナイト思フカラ止メマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 宜シウゴザイマス、唯今第八條第九條ガ問題ニ供シテゴザイマスガ、是レニハ即チ修正案ガ出マシテ居ルノデゴザイマス、別ニ御發議ガ無ケレバ決ヲ採リマス、

○藤村紫朗君 少シ御決議ノ前ニ發議者ニ御尋子シタイコトガアリマス、岡部子爵ノ先程ヨリ演壇デ御演說ヲ承リマスト詰マリ格別違ツタコトハナイ様ニ思ハレル、原案ハドウ云フ點デ惡ルイト云フコトハ岡部子爵ノ御說デハ分ラナイ、斯ウ云フ差支ガアルニ依ッテ此御修正通りノ案ガ宜イト云フコトガナイト甚ダ贊成スルニ困リマスカラ、夫レデ岡部子爵ノ御提出ノ如クセザレバ宜クナイ、此原案ハ斯ウ云フ所ガ惡ルイ、差支ガアルト云フ點チモウ少シ明ニ御示シテ願ヒタイ、

○子爵岡部長職君 此所カラ御答ヘテ致シマスガ、先刻本員ガ申シマシタル所デ大抵諸君ハ御了解下スツタラウト思ヒマス、此修正案ハムヅカシイ修正デモナシ、唯私ノ考ヘマスル所デハ此九條ノ決議案又ハ上奏案ヲ具ヘテ議長ニ報告スベシト云フコトガ委員會デ夫レマデテ拵ヘテ議場ヘ持ッテ來ルニハ及バナイト云フ考デアアルノデ、是レハ其事柄ニ附イテ議シテ其上デ上奏スベキ事柄ガアルナラバ上奏スベキモノト云フ草案ヲ作ルト云フ手續ヲ取レバ宜シイ、夫レハ即チ或ル事柄ニ對シテ其收支ガ不當デアルト認メタ以上ハ夫レニ對シテ上奏スルナラバ新ニ上奏案ヲ作ルノ方法ヲ取レバ宜シイ、始カラ委員會デ上奏案ヲ拵ヘテモ果シテ違法デアルヤ否ヤト云フコトヲ院議デ極メナイ中ニ案ヲ拵ヘルノハ早過ギルト云フ趣旨デ私ノ修正ヲ出シマシタノデゴ

ザイマス、
○子爵谷干城君 ドウモ此案ノ贊成者ニ於キマシテハ一向岡部子爵ノ御說ニハ威服ガ出來ナイ、是レハソノ甚ダ邪推ノ様ニナルカハ知リマセヌケレドモ裏カラ解釋シテ見ルト或ハ至當ナリト認ムルト云フ様ナコトガ裏カラ出テ來ハセヌカト思フ、又惡ルウスルト唯上奏デアアル決議デアルト云フコトハ或ハ唯見タナリケリデカラニ抛リ込ンデ置カウト云フ様ナコトニナリハセヌカト思フ、眞シ岡部君ハサウ云フ御考ヘデナクッテモ之ヲ削ッテ任舞フ様ニナルト之ヲ利用スル人ニナルト必ズサウ云フ様ニ解釋スルコトニナツテ來ル、故ニ此所ハ明ニ確メテ置カ子バナラヌ、是レハ本員ガ思フニ金ヲ出スノニハ喧マシク言ハ子バナラヌ、使拂ハドンナ使拂ヲシテモ宜イト云フ道理ハナイ、夫レ故ニ其締リチ付ケル方法ヲ此處ヘ舉ゲタノデ、委員會ハ唯見タナリデハ濟マヌ、會計檢査院カラ出シタモノト政府ヨリ出シテ居ルモノトナ見テサウシテ考ヘチ付ケルノガ即チ委員會ノ本分デアアル、是非是レハ此通りニシテ置カナケレバナラヌト思ヒマスカラ、ドウカ滿場ノ諸君ニ於キマシテモ立案者ノ提出者ノ趣意ヲ能ク御聽取ニナツテ原案ノ通りヲ贊成セラレムコトヲ希望致シマス、

○子爵堀田正養君 岡部子爵ノ修正ニ附イテチヨット質問ヲ致シタイ、岡部子爵ノ修正ハ詰マリ先キヘ往ケバ此原案ノ様ナコトニナルガ、併シ上奏案ト云フモノナ此決算委員丈ケデ上奏スベキモノト認メテ案ヲ作ッテ出スト云フコトナシナイデ、陛下ニ上奏スルト云フコトハ最モ重ンスベキ最モ鄭重ニスベキモノデアアルカラ、上奏ガ貴族院ノ協議トナツテ可決シタ場合ニ於テ更ニ上奏ノ文案ヲ起草スベキ委員ヲ設ケテ夫レニ上奏案ヲ作ラシメテ然ル後ニヤリタイト云フ、詰マリ手續ヲ變ヘタイト云フ意見ニ止マルノデハナイカト本員ハ思ヒマスガ、果シテ然ル時ハ此趣旨ニ於テ格別變リハアリマセヌカラ、果シテサウナレバ贊成致シマスガ如何デゴザイマス、

○子爵岡部長職君 本員ノ説明ノ致シ方ガ……申シ方ガ拙イタメニ諸君ガ御分リガナイカモ知リマセヌケレドモ極簡單ノ案デアアルカラ諸君ニ定メシ能ク御分リニナツテ居ルコトト思ヒマシタラ、尙ホ唯今堀田子爵カラ御尋子ニナリマシタ即チ其通りデアリマス、其事ハ私ガ先程カラ幾度モ申シタ通りデ別ニ變ッテハ居リマセヌ、ドウゾ左様御承知ヲ願ヒマス、

○子爵曾我祐準君 本員ハ一ツ岡部君ニ御尋子シナケレバナラヌ必要ガ生ジマシタ、先刻網羅スルト云フノガ本統デアアルカ網羅シキッテ居ラヌカト云フコトヲ問ウタ時ニ成ル程網羅ト云フノハ言ヒ損ッテ趣意ニ於テモ少シ違フト言ハレタ、又唯今堀田君ニ向ッテ趣意ニ於テモ違ハヌト言ハレマシタガドッチガ本統デアアルカ分ラナイ……寧ロ原案ノニ贊成スルヨリ他ハナイト思

ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) チョット念ノタメニ申シテ置キマスガ、此間

部子爵ノ修正案ト云フモノハ先刻朗讀ハ致シマシタガ第九條ノ方ハ削除スル

ト云フノデアリマスカラ、先ヅ第八條ヲ問題ニ致シマシテサウシテ八條ノ修

正ガ成立テバ自然ノ結果第九條ノ方ハ削ルコトニナルノテゴザイマス、

○公爵近衛篤磨君 是レハ八條ト九條ト連子テ決テ採ッテ下サレバ其方ガ

能ク分ルト思ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 夫レハ例ト違ヒマス、削除ト云フモノハ修正

ト見ナイ、決テ採ラヌコトニナッテ居リマス、

○公爵近衛篤磨君 併ナガラ此ニツ合セタモノガ修正デアリマセヌカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 併シ條ガ違ッテ居リマスカラ……

○公爵近衛篤磨君 條ハ違ッテ居リマスガサウセヌト起立ニ間違ガ生ジハ

セヌカト思ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 別ニ間違ヒハナイト思ヒマス、第八條ノ修正

ヲ問題ト致シマシテ此決テ採リマス、第八條、岡部子爵ノ修正ニ賛成ノ諸君

ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 少數ト認メマス、依ッテ此修正ガ消滅シマシ

タ以上ハ第八條ヨリ第十一條マデヲ連子テ問題ニ致シマス、

○箕作麟祥君 本員ハ先キニ此九條ニ修正ヲ致スコトヲ申シテ置キマシタ

ガ、其節ハ餘リ時機ヲ失シマシタノデ議長ヨリ御差止メニナリマシタガ、其

趣意ハ矢張り建議案ト上奏案ト云フノハ私ハ惡ルイト云フノデアリマセ

ヌガ、此文面ニ現ハレルノガ惡ルイト云フノ意見デアリマシテ、其旨趣ハ岡部

子爵ト同様ニナリマスカラ之ヲ提出致シテモ效ガナイト思ヒマスカラ止メマ

スル、

〔賛成〕ト呼ブ者アリ

○子爵平松時厚君 本員ハ此十一條ニ附イテチョット簡單ニ申上ゲタウゴ

ザイマス、絶對的ニ反對デアリマセヌガ第十條ニ「決算委員長ノ報告アリ

タルトキハ議長ハ之レヲ印刷シテ各議員ニ配布シ其ノ會議ヲ開クヘシ」ト云

フコトガアリマス、シカシテ見レバ此第十一條ニ委員長ノ報告ヲ議題トスル

フノデスカ、

○子爵平松時厚君 左様デゴザイマス、

○男爵小澤武雄君 平松子爵ノ御説デアリマスルガ……

〔賛成ガナイカラヨシタマヘ〕ト呼ブ者アリ

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 然ラバ第八條ヨリ第十條マデノ決テ採リマ

ス、第八條ヨリ第十條マデ、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 過半数ト認メマス、第十一條、原案ヲ可トス

ル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 過半数デゴザイマス、依ッテ總テ是レハ原案

ノ通り可決セラレマシテゴザイマス、本日ハ餘程時刻モ移リマシタニ依ッテ

他ハ明日ニ譲ル積リデゴザイマス、明日ノ議事日程ニハ矢張り配布以後二日

ヲ經テ議案ガゴザイマスガ、會期ガ短ウゴザイマスノデ過日モ御協議致シタ

通り御異議ガナケレバ載セヤウト思ヒマス、

〔異議ナシ〕ト呼ブ者多シ

明日ノ議事日程ヲ御報告ニ及ヒマス、午前十時開議、第一、實業教育費國庫

補助法案、政府提出、衆議院送付、緊急事件、第一讀會ノ續、特別委員長報

告、第二、(戊)鐵道比較線路決定ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、

緊急事件、第一讀會ノ續、特別委員長報告、第三、明治二十五年年度豫備金支

出ノ件、政府提出、衆議院送付、會議、第四、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特

別委員ノ選舉、第五、明治二十五年年度各特別會計豫算外支出ノ件、政府提出、

衆議院送付、會議、第六、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、第七、

營業滿期國立銀行處分法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第八、右議

案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、第九、國立銀行紙幣ノ通用及引換期

限ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第十、右議案ノ審査

ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、第十一、明治二十三年法律第二十五號中追加

法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第十二、右議案ノ審査ヲ付託ス

ベキ特別委員ノ選舉、第十三、陸軍召集旅費支出ニ關スル法律案、政府提出、

衆議院送付、第一讀會、第十四、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選

舉、第十五、市中東京市京都市大阪市ニ設ケタル特例廢止法律案、衆議院

提出、第一讀會、第十六、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、第十

七、市中追加法律案、衆議院提出、第一讀會、第十八、右議案ノ審査ヲ付

託スベキ特別委員ノ選舉、第十九、銀行條例改正法律案、衆議院提出、第一

議案、衆議院提出、第一

讀會、第二十、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、本日ハ散會、
午後四時三十分散會